

第六回 国会 文部委員会 議 録 第七号

昭和二十四年十一月二十一日（月曜日）

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事岡延石門君 理事水谷 昇君

理事若林 義孝君 理事松本 七郎君

理事稻葉 修君 理事今野 武雄君

理事長野 長廣君 理事小林 信一君

理事甲木 保君 理事木村 公平君

理事佐藤 重遠君 理事千賀 廉治君

理事高木 章君 理事森戸 辰男君

渡部 義通君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席府委員

（大学學術局長） 劔木 亨弘君

文部事務官 辻田 力君

（調査普及局長） 久保田藤麿君

文部事務官 文部事務官

（管理局長） 久保田藤麿君

文部事務官 久保田藤麿君

委員外の出席者

議員 眞鍋 勝君

文部事務官 森田 孝君

（明治大学） 松岡熊三郎君

（早稲田大学） 大濱 信泉君

（法政大学） 大濱 信泉君

（東京大学） 我妻 榮君

（中央大学） 片山 金章君

（中央大学） 片山 金章君

（中央大学） 堀内 操君

（中央大学） 堀内 操君

（中央大学） 堀内 操君

（中央大学） 堀内 操君

（中央大学） 堀内 操君

（中央大学） 堀内 操君

（日本教職員） 江口 泰助君
（組合法部長） 横田重左衛門君
専門員 横田重左衛門君

十一月十九日

新制中学校建設費助成に関する請願

（坪内八郎君紹介）（第九一九号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第一一五五号）

同（鈴木善幸君紹介）（第一一〇二二号）

同（今村忠助君紹介）（第一一〇三三号）

同（今野武雄君外三名紹介）（第一一〇四四号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第一一〇五五号）

私立学校法案を議題といたします。

本法案は一般から関心を持たれている

重要な法案であります。これより本法

案について参考人より意見を徴するこ

といたします。

この際お諮りいたします。明治大学

法学部長松岡熊三郎君、早稲田大学法

学部長大濱信泉君、中央高等学校教頭

堀内操君、東京大学教授我妻榮君、中

央大学教授片山金章君、なお日本教職

員組合より一人参考人としてお呼び

することになっておりますが、まだお

見えになりませんので後ほど申し上げ

たいと存じます。以上六名を参考人に

指名いたします。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○原委員長 御異議なしと認めます。

それではさよう決定いたしました。こ

れより参考人の御意見を承ることにい

たします。

日本私学団体総連合会明治大学法学

部長松岡熊三郎君。

○松岡参考人 松岡でございます。私

学団体総連合におきましては、従来私

学に対するいろいろな法規によりまし

て、非常に多数の監督を受けており、

またその学校を経営する私立学校法

人は、民法の財団法人でありまして、

民法においては教育事業だけでなく、

その他一切の公益事業を目的とする法

人について、かなり詳しい規定をいた

しており、その中に監督規定も非常に

多かつたのであります。

従来置かれたこの私学の立場が、新

憲法実施と同時に、まず民主的なもの

にならなければならぬというような情

勢から、新しい構成のもとに私学が置

かれるようになるのが当然であろうと

いう空気が、日本国全体並びにGHQ

の方面にも考えられたのでありまし

て、最初GHQのCIEから、私学は

将来どういう方針をもつて進むか、ま

ったく私学の本来の面目上、自主独立

の立場で進むか、あるいは従来通りの

官憲の支配のもとに進むか、ないしは

その間に中間的のもの考えられるだ

ろうか、どういふ態度で進んだ方がい

いと思うかというようなサセスチョン

がありました。われ／＼の方でも、そ

の出発点をどこに置くかということに

ついて、十分慎重審議いたしました結

果、この法案のような立場において進

むことに決定いたしましたのであります。

その目標のもとに法案をつくり始めた

のであります。従来文部省がその所

管管轄でありましたので、これを新し

い法案として出す場合には、文部省と

よく協議して出すことが妥当であると

いうことで、文部省と協議いたしまし

て、案は私学総連合と文部省と協議し

てつくつて行くが、法案としては文部

省提出の法案として出さうということ

に一致しました。それからだん／＼と

法案をつくりつつ進んだのであります

が、そのこまかい経過は時間がありま

せんから述べません。よく文部省と協

議を遂げまして、今上程になっておる

案に意見がまとまつたのであります。

そういう状態でありまして、この法案

は従来の私学の立場を新しい立場で規

整して行くという案でありまして、現在のが国における私学の状態としましては、今上程されておるこの法案が最も妥当であると、われ／＼私学総連合は考えておるのであります。でありますから、この案をぜひ皆様の手で慎重御審議くださいます、この議會を通して希望いたしますのであります。

こまかい点につきまして、もし御質問がございましたら、後刻これに応じて御説明申し上げたいと思つております。

○原委員長 この際お願いしておきますが、御意見の御発表は、時間の関係にありますので、お一人大体十分程度にお願いしておきたいと思つております。

次に日本私立大学協会、早稲田大学法学部長大濱信景君。

○大濱参事人 御指名によりまして、日本私立大学協会としての意見を申し上げます。

今松岡氏からお話がありましたように、私学法案は、現在私立学校が学校教育法と民法の財団法人の規定に基礎を置いておるわけでありまして、けれども、両法ともに私学に対する行政の干渉権が相当広いので、根本においては、この二つの法律を背景として私学というものは立つておりますが、できる限り私学の自主性を尊重するという立場から、行政的の範囲を狭めるということを一つの目標としておるのであります。

いま一つの目標は、私学が終戦後の窮乏経済のもとに相当経営に悩んでおりますし、ことに戦災の復興等につきましては、どうも独力だけでは十分復興ができませんので、国または地方公

共団体から補助をいただきたいという運動をいたしておるのでありますが、憲法八十九條との関係上、公の支配下に置くことが必要であるということが常に問題になっておりますので、そこでこの法律の中に国または地方公共団体が私学に關して補助助成をなし得る法的基礎を明確にするということを目標にいたしておるのであります。

第三には、現在の私立学校は、すべて民法の財団法人によつて経営されておるのでありますが、この財団法人に關する民法の規定は、学校の立場から申しますと、非常に不完全なものである。たとえばその機関につきましては、一人または数人の理事だけが必要機関になっておりまして、そのほかに監事、評議會といったようなものは、置いて置かなくてはならないというやうなことになるのであります。極端な場合には、一人または一族の支配下に学校が経営されるということになります。それでは十分公益性を發揮することができないという考えから、この法案におきましては、財団法人の機関を、理事、監事、それから評議員という三つの機関を鼎立させて、その機関の構成の数あるいは選出の系統等について種々の制限を設けて、一方に偏しないように、なるべく民主的に、学校の経営が明瞭化するやうにしようことを目標にして立案されたものであります。

第四に、私学の経営上最も関心事にいたしておりますことは、免税の問題であります。できるだけこの規定の中にも私学に対する免税規定を明確にしてもらふということで、若干の規定がこれに入つておるのであります。

○堀内参事人 御指名をいただきましたので、私どもは、この案がそのまま通過することを希望しておるのであります。ただ大学協会なり、あるいは大学教授の一部の間から、多少この法案に對して議論がないわけではないのであります。その議論を伺つておりますと、大体二つの点であります。一つは、私立大学というものは、他の学校と違つて、教育機能のほかに研究機能を持つたものであり、やはり特殊なものであるから、これは一般の学校から分離して、私立大学については別個の法律を制定すべきであるという御議論があるのではありません。それは協会の理事會におきましても、伺つたのであります。そういう必要があるならばその法案が通つて後でもできることであり、必ずしもそういうことの妨げにならぬから、協会としてはこの法案が今國會を通過することを希望するやうに方針をきめたのであります。

さういつたやうな目標でこの法案がつくられたもので、私立大学側といつたとしても、この案がそのまま通過することを希望しておるのであります。ただ大学協会なり、あるいは大学教授の一部の間から、多少この法案に對して議論がないわけではないのであります。その議論を伺つておりますと、大体二つの点であります。一つは、私立大学というものは、他の学校と違つて、教育機能のほかに研究機能を持つたものであり、やはり特殊なものであるから、これは一般の学校から分離して、私立大学については別個の法律を制定すべきであるという御議論があるのではありません。それは協会の理事會におきましても、伺つたのであります。そういう必要があるならばその法案が通つて後でもできることであり、必ずしもそういうことの妨げにならぬから、協会としてはこの法案が今國會を通過することを希望するやうに方針をきめたのであります。

いま一つは、審議會の構成について多少御要望があるのであります。協会の側は二年にわたつていろいろ検討した結果、その結論を得ましたので、変更の必要はないという考えであります。簡單であります。以上をもつて私の公述を終わります。

○原委員長 次に日本私立中等高等学校連合會、中央高等学校教頭堀内操君。

会というのは、教職員半分、校長、理事者半分、あるいは地方によつては生徒の父兄の入つておるところもございまして、さうした役員によつて、しかも下から選挙という方法で選ばれておるところの団体でございます。ただいまのわが中高連の校数を申し上げますと、千八百四十八校、その教員数は三万七千二百四十名、全国の生徒数に至りますと、六十七万八千五百八十八名という数を持つておるのであります。特に本日は静岡、愛知、大阪などを初めといたしまして、各地区の協会の代表の皆さんがここにおられて、その方々の立会いの上で私が申し上げるのだということを、つけ加えたいのであります。

まず結論から先に申し上げますと、私ども私立学校は、いわゆる何らの法的根拠もない、無軌道のままで行かれるとは考えておりません。従つて教育委員会法ができましたときに、われわれの私立学校法というものも同時にできる、またでかさないければならぬと考へておつたわけでありまして、従つてわれ／＼が私立学校法をつくらうと努力をいたしました過去の日月も、また二年有半に及んでおります。そこでいよいよ今期國會に上程されたのであります。とにもかくにも私ども私立中高連がいたしましては、総意をもつてぜひ今國會において成立させてほしい、ここにわれ／＼の重点があるのでございます。ただいまの大濱先生のお話にもありましたように、いろいろとはから御意見もあつた。しかしながら、私どもは過去五十数回にわたつて、この法案を練りに練つて来たわけでありまして、その間あるいはガ

リ版刷りに、あるいは活版刷りにして公に出したこともあります。しかしながらこの時分には、これぞというやうな御意見もなかつたわけでありまして、今いろいろ／＼対象になつておりますところの二、三のことについて、時間の關係もございまして簡単に説明申し上げます。私学審議會であります。昨年の夏ごろ——私こに持つて参つておりますけれども、三章五節四十九條からなつた私立学校法案においては、私学教育委員会というものを設ける構想であつたのであります。しかししてこの委員会はそれぞれの面から出るやうになつておりますし、その選出方法は選挙をもつてやるということになつておつたわけでありまして。しかしながらこれはCIE等の勧告によりまして、公立の委員会があり、私立の委員会がある、そういうやうな二本建にしなければならぬという理由がわからない。特に公立のまねをして、そういうやうな委員会をつくれればならぬ理由がどこにあるかというやうなことになるので、現在の審議會ということに進んでおるわけでありまして。

はないということを強調いたしました。これらもまたわれ／＼の手にとつたものであります。しかしこの條文をちよつとお読みになられて、教職員や教科書の検定が役所によつて自由になされるというふうにお考えになられる向きもあるやうでありますけれども、役所は事務をなさる、それだけであります。また法律の定めるところによつてする免許のことなり、教科書なりを、公の費用をもつてその事務をやることは、理の当然ではないでございまして、うか。しかしながらその方法その他については、現在もわれ／＼の方から適正なる委員を選出したしてやつておる次第であります。かつての、われ／＼私立学校が一人の教員を採用するに於いても、一々認可を得なければならぬ。一冊の教科書を採用する、あるいはこれを變更するについても、書類を出して認可を受けなければならぬ。こういうことから考え合せてみますると、まことに思ひ半ばに過ぎるものがあるでございまして。

さらに進みまして、今私も私中高連では、東京を初めといたしまして、各地区で教育契約金というものをしております。これは従来は補助金という名前であつたのでございます。昭和二十三年に文部省の方から約六箇月にわたつて、いろ／＼と折衝していただきましたけれども、なか／＼思うやうにも参りませんでした。しかしながら、そうした文部省のお方々の大きな御努力を基礎といたしまして、私も民主主義教育を大幅に受持つて行かなければならぬとこの私立学校が、しかも従来相當の補助金なり先生の奨励金なりをとつておつたものが、今と

れないということ、どうしても腑に落ちないということを、CIEやGSにわれ／＼出しまして、それらの多くの人々の御指導によつて教育契約という方法で、過去二年間、いわゆる契約金を獲得して来ておるわけであります。われ／＼私立学校は、この一つの足がかりができなければ、今年度などにおいても、各地区においてこの契約金についてはなか／＼議論があるわけであります。私立学校法ができることによつて、この契約金ははつきり生きて来るわけであります。ある論者は、貸付金にして、そういう契約金にして、すでに実績ではないか、そんなものは、私立学校法ができるでございぬにかかわらず、とれるのだというお説も承りますけれども、私も過去二年間、そうした献身的な努力と研究によつて獲得したこの金が、單にできるといふだけでは、われ／＼はその言を信ずるわけには参りません。これもまたぜひ私立学校法を成立させていただいで、そして私どもの得らるべき金は、当然得しめなければならぬと考えるのであります。

以上申し上げましたことによつて御了解をいただけたかと思つておりますが、とにかく繰返しますけれども、われわれ生徒にしても六十七万余り、教員にしても四万に近い教員、この私立中高連——私も教育を愛し、私立学校のために今まで研究を続けて来たわけであります。もちろんでき上りましたところの法律が完璧であるとは、だれも申すことはできないでございまして、将来大いに順を追つて民主的にこれを改めて行かなければならぬと考えるのであります。

ものには順序があるのであります。その順序を踏まずして、ただ一方的にいいものをどかんとつくり上げようというところが、はたして民主主義的であろうか、あるいは独裁的であろうか、賢明なる方々の当然おわかりになられるところだと考えるわけでございまして。どうぞよろしく国会において、この私立学校法が成立いたしますように御願ひいたす次第であります。

○原委員長 次に日本学術会議、東京大学教授我妻榮君にお願いいたします。

○我妻参考人 私は日本学術会議会長龜山直人氏の推薦によつて、出頭した同会の副会長我妻榮であります。本日、学術会議の代表者として本法案に関する学術会議の意見を申し述べたのではなく、私の個人的意見を述べたのであります。そのように御承知願ひたいと存じます。しかしその前に、学術会議の本法案に対する態度を一言説明いたすべきかと思ひます。

学術会議は御承知のように、日本学術会議法によつて、全国の科学者から選挙された会員によつて構成される合議体であります。科学ないし学術の発達向上に關して政府に勧告することをも、その任務の一つとしてゐるものであります。そして昨年いわゆる国立大学管理法案なるものが、文部省試案として発表されたときには、学術会議は非常な関心を示し、総会の決議を経て、政府に対して強力な勧告をいたしました。この私学法案に対しては、学術会議全体としては、何らの意思表示をいたしておりません。ただ、過日京都において、学術会議を構成する七部のうちの数部が部会を開きまし

たときに、第二部法律学、政治学」と第三部（経済学、商業学）が部会の決議をもつて意思を表明いたしました。その両部の決議はこうであります。

第二部決議

私立学校法案として現在発表されているものは、私立大学を過度に文部省の監督下におき、学問の獨立を危くするものであると認める。よつて、大学の特殊性を考慮して適当に改めらるべきである。

第三部決議

政府起草の私立学校法案は、私立大学を全面的に文部省の監督下におくことになるが、これは大学の特殊性を認識しないものであり、学問の獨立を危くするものである。私立大学については、別途に私立大学法を設けることを至当と認める。

本部は、政府が今回の法案を撤回し、改めて民間識者を加えた審議會を設け、民主的方法により起草することを要する。

このほか、第六部（農学）もこの問題を審議しましたが、これは決議に至らず、問題の重要性にかんがみ、慎重に審議するべきであるという趣旨に意見の一致を見たというだけであります。

その後、七部中の他の部も部会を開催しましたが、どの部からも決議のあつた旨の報告を受けておりません。

第二部及び第三部の決議と第六部の報告を受領した会長、副会長として、運営審議會を臨時に招集して、学術会議としての意見をまとめるか、あるいは第二部と第三部の連合部会を招集して、この両部の違つた決議に連絡

をつける方法を講ずることも考えたわけでありまして。しかし両部会の事情を聞いたところによりまして、容易に一致した決議を得ることができないと考へられました。のみならず、時日が切迫しておりますので、会長としては、両決議をそのまま取次ぐこととし、それに次のような添書をいたしました。これは、日本学術会議の第二部及び第三部の決議の内容は多少相違しているが、政府案として伝えられてゐるものを修正しなければならぬという点では、意見が一致しているから、政府においてしかるべく善処されることを希望するという趣旨であります。

以上のようなことをくどくど／＼申し述べましたのは、これによつて次の事情を推測していただけると存じたからであります。

第一に、学術会議の会員の多数の者は、本法案に対して、私立大学の学問研究の自由、逆に言いますと、いわゆる官僚的統制の排斥を必要とするという立場から、非常な関心を有してゐる。

第二に、政府の原案として発表されたものでは、私立大学に關する右の理想にもとる点が少くないから、その点は必ず改めらるべきだとする点においては、大多数の者の意見が一致してゐる。

第三に、しかしこの点を改めれば、必ずしも法案自体に反対はしない。すなわちその法律となることに對して異議は述べないという者が相当多く、法案自体の撤回を要する者が多数だとも言いかねる。

これ以上申し上げますことは、私の私見を入れることになるおそれがあり

ますから、學術會議に關することは以上にとどめまして、私の意見を申し上げることにいたします。

私の結論を申し上げますと、ただいま問題とされている原案なら、格別異論はない、むしろ国会が法律とされることを希望するといふのであります。この原案は、以前に新聞紙上で承知したものと、大分変更されておりました、私立学校全体として見ても、特に私立大学として見ても、格別非難すべき点はないように思います。學術會議の第二部会及び第三部会が、前に申し上げたような決議をいたしましたときは、この原案よりも、もつと政府の監督権の強いものを、政府案として考えていたのであります。私は副会長であると同時に、第二部会の会員でありますから、当時部会に出席しておりました、ここに示された案についてなら、前に述べましたように、修正を必要とするという趣旨の決議が成立したどうか、はなはだ疑問である。むしろこの修正して原案とするなら、今日の情勢では異議を唱えない方がよろうという空気が支配したのではないかと想像いたします。もちろんこれは私一個の推測でありますから、そのことは十分お留意の上お聞きを願います。

さて右のような私の結論、格別異論はない、むしろ国会が法律とされることを希望するといふ結論に到達するまでの経緯についての所見を申し述べます。それは第一、学校法人、第二、教育行政、第三、助成についての三点であります。

第一に、この法案は私立学校の教育行政と学校法人の二つの内容を含んでおりますが、学校法人に關しては、民

法の法人の規定の特例をなすものと見るべきであります。ところでこの法案の学校法人に關する規定を、民法の公益法人に關する規定の特例として見ますときに、これはきわめて妥當なものであると考えます。もつとも、その助成に關する規定すなわち法案第五十九條は、最も問題となる点と思われまゝです、これは後にあらためて申し上げることにして、まず一言にして申し上げます、この法案の学校法人に關する規定は、民法の規定の根本原則に即してその不備不完全を補い、学校法人としての特殊性を明らかにしたものであるといふことができると考えます。

まずその設立に所轄庁の認可を要するものとする点(法案三十條)は、民法がおよそ公益法人の設立には主務官庁の許可を要するものとしている(民法三十四條)ことから見ても、学校法人というものの性質から見ても当然であります。ことに本法案は学校法人の認可に必要な資金や設備の基準を法律で定めることにして(法案二十五條)、認可が所轄庁の手加減となることを防ぐだけでなく、さらに私立学校審議會、または私立大学審議會の意見をあらかじめ聞くべきものとして(法案三十一條二項)、所轄庁の一方的意見に偏することを防ごうとしている点、学校法人の特殊性にかんがみて民法の規定を修正したものでありまして、きわめて妥當な措置であると思ひます。

次に、学校法人の管理機關としての理事の選任に關する基準を明らかにしたこと(法案三十八條、監事及び評議員会を必須機關としたこと(三十五條、四十一條)、及びそれらの選任の

基準の内容(三十八條、三十九條、四十四條)を定めるにあつて、学校法人をして設立者ないしは少数の者の独占専行とせず、教職員、卒業生、関係者等の意見がしかるべく参画するよう考慮したことなどは、おおむね妥當なものといつてよいと存じます。

次に、一般的監督規定として、収益事業の停止(六十一條)と解散命令(六十二條)とがありますが、前者はもとより當然のことでありまゝしう。後者ともその命令の發動に慎重な要件が加えられておりますから、所轄庁の不當な干渉となるおそれはずなないと安心してよろうと思ひます。

本法案中、学校法人に關する私の所見を以上で終り、第二に、本法案の教育行政に關する部分についての所見に移ります。

この点については、この法案を学校法人法として、教育行政に關する規定は別の法律とすべきだといふ説があるやに聞いておりますが、私はその必要はないものと思ひます。まずこの法案の教育行政に關する部分を見ますと、所轄庁の権限が三つあります。一は私立学校の設置、廃止及び設置者の変更についての認可権を有すること、二は私立学校に對し閉鎖命令を出し得ること(以上法案第五條)、三は教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができること(法案六條)であります。このうち最後のものは問題とするほどのことはなく、問題は二と三であります。しかしこの二と三に規定していることでありまして、この法案としては、その所轄庁の権限の行使に對して、私立学校審議會

及び私立大学審議會の意見を聞かなければならないとしたこと(法案八條)に重点があると見なければなりません。しかるにこの両審議會の構成については、私の見るところではまず第一、穩當なものと思ひます。もつとも學識経験者の中から、都道府県知事または文部大臣が任命する場合(法案十條二項二號、十九條二項二號)については、その選考の基準について、もう少し具體的な基準が示されている方がよいのではないかと考へられます。しかし運用のいかんによつては弊害なきを期し得るものと思ひますので、しいて不當というほどでもないであります。

私立学校の教育行政に關する事項を本法案から除いて、別に法律をつくるべしといふ論者の意見の内容の詳細のことは存じませんが、もしこの論者が私立学校の教育行政について、もつと詳しいこと、たとえば校長ないし学長、教授会、評議會などの権限、学校の教職員の人事、予算などについて規定すべきだ。言いかえれば、教育委員會法の規定すること、または、目下審議中のいわゆる国立大学管理法に規定することを予想されるようなことまでも規定すべきだといふのであります。私は、私としては反対せざるを得ません。なぜなら、この法案は、さうなことは、当該私立学校の自治的運営にまかせようとするものでありまして、これこそ私立学校の特殊性を尊重するゆゑんだと信ずるからであります。言いかえまゝ、この法案は、私立学校の教育行政については、その私立学校を運営する学校法人について、前に述べたような監督を加えただけで、その他は教育基本法と学校教育

法、教育職員身分法などの官公私立学校に共通した大きな枠の中で自由にやらせ、ただ最小限度の監督権として、設立の認可と最悪の場合の閉鎖命令権だけを留保するのでありまして、まことに當を得たものと考えるのであります。

また一部の人は、この法案の中から私立大学の教育行政に關する部分を除いて、これを国立大学及び公立大学と一緒にして、大学管理法ないし大学行政法一本によつて規律すべきだと主張しておられるのであります。これは一見きわめて妙な議論のようでありまゝ、実はこれは特別の理由があるものであります。と申しますのは、それらの人々は大学の管理法について、一種特別の構想を持つておられます。それはまず各大学の管理は当該大学の教授、職員、学生の三者それらの代表者からなる合議体によつて、自治的に管理すべきものとし、次いで中央に全國を一區とする公選によつて選舉された大學委員會ともいへば合議体を設け、これに各大学の自治を調整する権限を與え、学校行政をしてまったく文部大臣の権限から切り離さうといふのであります。なるほどかやうな一——各大学における教授、職員、学生三位一体の自治、中央における公選議員による委員會という構想をとれば、もはや国立、公立、私立の別なく、すべて大学の一本の管理法で規律するといふ主張ももうなづけられてしまふ。しかしかやうな構想に對しては、私はどうも賛成いたしかねます。かやうな主張は教育行政の本質にもとるものであり、国立と私立それその大学の特色を失わしめるもの

であると存じます。しかしこれについてこれ以上申し上げることは本日の私の任務外に出ると考えられますから、差控えますが、私は右に述べましたいむゆる大学管理法についての文部省に提出されている起草協議会の委員長をいたしてあります関係上、一言いたしたいことがあります。この委員会は目下審議の途中でありまして、各大学の管理機関として教授、職員、学生三位一体のものを設けるかどうかということも、中央に全国一区の公選による大学委員会を設けるかどうかということも、また未知数であります。この委員会のみならず、この委員会の作成する案が、たといさようなものでありましても、私立大学においては、各私立大学の事情によつてしかるべく定めることにするのが至当であると信じます。またこの委員会の案による中央の委員会が、万一本法案の私立大学審議会と一本とした方がよいようなものになりましたら、このときにこの法律を改正してその改めでも決しておそくはないと思ひます。要するに、この法案中の私立大学に関する部分を国立大学管理法が未だ制定されていないということを理由として、この法案から削除するといふ必要は全然ないと、私は考えるものであります。

以上で本法案の教育行政に関する部分についての所見を終り最後に第三としてこの法案中の助成に関する部分、すなわち本法案第五十九條についての所見を申し上げます。

この点に関する本法案の規定については、私は率直に言つて、はなはだ遺憾に存じます。と申しましても、助成の場合の條件が厳格過ぎるとか、所轄庁の監督権が強過ぎるとかというのではあります。補助金を交付するために、この法案の定める條件のない監督は必ずしも強過ぎるとは言ひ得ないであります。私はこの法案の考え方に自體ないしは、行き方自體について、遺憾の念を禁じ得ないのであります。

この法案の第五十九條は、あらためて申すまでもなく、憲法第八十九條との關係において定められたものであります。御承知の通り憲法第八十九條は、「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と言つてあります。まことに冷厳な規定であります。本法案はこの規定を解釈して、教育事業を担当する私立学校についても、公の支配に属しないものにしては、何らの助成——すなわち補助金の交付はもちろん、有利な條件による貸付さえしてはならないとし、反對に補助金の交付ないし低利貸付をするには、これを公の支配に属さしめなければならぬとするものであります。その結果、いやくも國家の低利資金の貸與を受ける私立学校は、公の支配に属するものとなります。公の支配に属する私立学校——まことに奇妙な觀念でありましよう。私立学校とは、公の支配に属さないことを生命とするものではないでしょうか。公の支配に属する私立学校とは、これ自身矛盾を含む觀念ではないでしょうか。私は何とかして、かような觀念を避けることはできなかつたものかと考えざるを得ないのであります。もちろん私といへども、今日のわが國の私立学校が、窮乏の底におることを承知しております。

す。私自身、私立の中学校と高等学校と各種学校を経営する財団法人に緊密な關係を持つておりますので、身をもつてその窮乏を感じておるものであります。昨年交付された低利資金を基礎として、焼失した校舎を新築しましたら、今年は低利資金の交付がないといふので、私自身金策に奔走せざるを得ない実情であります。従つて私一個の私情から申しますと、公の支配に属するが属しませんが、助成がほしいのであります。しかし譲つて考えますと、一時の窮乏のために、公の支配に属したという刻印を押されることは、私立学校の矜持を捨てることであります。私の關係する幾々たる学校はしばらくおきます。早稲田、慶応を初めとして、わが國の伝統を誇る私立大学が、多くもない助成金か低利資金のために、公の支配に属するものとされることを、わが國の文化のために悲しむものであります。のみならず、私立学校に對する助成は、戰災の復興に限るべきだと私は思ひます。經常費をみずからまかなつて行けない私立学校までも、國家の助成で存続させることは、決してないすべきではないと信じます。従つて單に戰災復興のために、補助金ではなく、單に低利資金の貸與をすることにしまして、これを公の支配に属させないで、すなわち憲法第八十九條の制限にかからないものとして実行する方法を講ずることができなかつただらうかと考えるのであります。たとえば、かつて伝えられた私立学校金庫などの道をもつと推し進めることができなかったものかと思はざるを得ないのであります。しかし私としても事態の緊迫していることを理解しないではありません。また

た私立学校金庫案などという構想についても、内外の情勢の必ずしも容易でないことを十分に理解しております。なおまた憲法第八十九條の不当であることを今日論じましても、今日の窮乏の救済になり得ないことをさとらないではありません。

かようにして私は、いろいろ悲しみ、いろいろ迷ひながら、本法案のこの点に関する規定をもつて、今日の情勢上やむを得ないであらうという結論に達するのであります。最初に私は、この法案に對する所見の結論として、格別異論はない、むしろ國會が法律とされ責任ののれのようなことを申しましたのは、決して断言することによつて生ずる責任を回避しようがためではあります。この法案の骨子ともいふべき第五十九條の助成についての規定に関して、かような、何と申しましようか、暗い氣持になることを禁じ得ないためなのであります。

以上をもつて私の所感を終ります。

○原委員長 次に全國大學教授連合會、中央大學教授片山金章君にお願いいたします。

○片山參事 全國大學教授連合會は、十月十二日に協議會を開きまして、その協議會の席上での申合せに基いて、一つの聲明文を採択いたしましたわけでありま。その聲明文の内容を、ここで私からかいつまんで御説明を申し上げます。

まず第一は、この私立學校法制定にあたりまして、この法案のあるべき性格はどんなものでなければならぬか、こゝういふ問題が第一に取上げられておるのであります。それには、およそ

私立學校といふものは、それ／＼建学の精神と独自の學風を持つておるのであります。そして、そういう精神なり、あるいは独自の學風のもとにおいて、十分にその特色を發揮しなければならぬのであります。それがためには、極力行政的な干渉を排して、私立學校の自主性を十分に尊重しなければならぬといふこと。ことに私立大學につきましても、その機能が研究その他独自のものを持つておりますので、そこでは十分なる自由と創造が尊重せられなければならぬ。従つて高度に各大學の自主性を認められなければならぬ、こゝういふことがとらるべき法案の性格として論究せられておるわけでありま。

第二は、助成の問題に觸れておるのであります。私立大學の公共的任務の重大性にかんがみまして、ことに現下の窮乏經濟のもとにおいては、戰災の復興等について、國家はできる限りの助成策を講じなければならぬ。しかしながら補助を條件としていたずらに監督を強化するといふようなことは、絶対に避けられなければならぬ。ことに憲法第八十九條の規定を、監督強化のために利用せられてはならぬものであらうといふ趣旨が、第二に助成の問題として取上げられたわけでありま。

しかし結論をいたしまして、今議會に上程せられております私立學校法案に對しては、大學教授連合として別段これを阻止するといふ有力な意見は出ておらないのであります。結局將來私立學校法案のような、國民の利害に最も關係の深い重大な法案を作成するにあたりましては、關係者のほかに各方面の識者を加えた公正な機關をつく

つて審議せらるべきであらう、こういう結論が出されておるわけでありませう。

これだけを大学教授連合の代表といまして申し述べておきたいと思ひます。

○原委員長 この際お諮りいたします。日本教職員組合の代表、法制部長江口泰助君を参考人に指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○原委員長 それではさう決定いたしました。日本教職員組合法制部長江口泰助君をお願いいたします。

○江口参考人 私学法案につきまして、私の見解を申し述べます。

私が属しております日本教職員組合が先般臨時大会を持ちました際、この私学法案につきまして、非常に重大な関心を持つて決議をいたしました。特に單獨の決議をあげまして、私学法案の内容には、幾多のわれ／＼として賛成できない点がありますので、反対の決議といたしまして、今後これに対する修正の行動をとつて行くことを決定いたしましたわけですが、私がたゞいまから申し述べますことは、おおむねその意図の中に含まれてゐるものであります。

まず全般的なことから申しまして、この私学法案の起草にあたりましては、巷間いろいろ風評が立つております。私も大学法の起草委員会の委員になつておるわけですが、文部省が立案しましてこれを発表しましたところ、非常に世論が沸騰して反対を見たわけでありまして、この私学法については、何らそれだけの手続を経ずして国会に提出された次第であります。

で、これに對しても、やはり民間において十分な起草委員会でもつくつて、事前に一般大衆の意見を聞いて立案すべきではなかつたらうかというようにも考えられるのであります。

それから我々先生がいち／＼いいますが、大学法の委員長をやつておられますが、私立大学法との関係につきましては我々先生とは少し見解が異なる次第であります。大学法の起草委員会はまだ決定的なものとはほとんど出ていないのであります。一番問題になるのは、私立大学との関係につきまして、官公立の大学との関係を、いかに調整して行くかという点であります。

全然大学法を無視して、私立大学の問題だけをこの法律の中に盛り込んで行つたならば、将来必ずこれは修正せなければならぬ段階が来るのではないかと、これは、我々先生自身言つていらつしやるのであります。で、きまますならば、この法律は今国会で急に打上げるといふような手をとるにせよ、大学法の進行過程とにらみ合せて、十分そのバランスを考えながら次の国会で慎重な討議をしていただく、その間各方面の意向を聞いて、あるいは修正していただくようにしたらどうかと考えておるわけでありませう。

以上、一般的なことを申しましたが、次にこの法律の内容につきまして、逐條私の見解を申し述べて行きたいと思ひます。時間も限定されておりますから、飛び／＼に要点だけを申し上げます。

都道府県知事に置かなければならぬ理由が、どうしてもわかりません。それからこれら先刻私が一般的に申し上げたことと同じであります。私立大学の所轄を文部大臣にしているところも、大学法の審議の過程から考えて十分うなずけないわけでありませう。地方にはせつ／＼民主的に公選された教育委員会がありながら、ことさらに教育委員会の所轄に置かないで、公立諸学校に關する権限は何ら持たない、端的に言えばその都道府県の教育に對しても何ら責任を負わない、知事のところに、私立学校だけの責任を持たせるといふようなことについては、どうしても私はわからぬわけでありまして、できまますならば、この点は教育委員会が、私立学校にどれだけの権限を及ぼすかというところはさておきまして、その所轄だけは教育委員会のもとに置くようにした方が、その地方の教育の総合的な観点から考えても、好都合ではないかと考えております。私立大学の所轄をする文部大臣に關しても、やはり大学法の起草委員会と平行して考へて行つて、今中央の国立大学に對しても、中央の審議會を設けてやつたらどうか、意見もわれ／＼の委員会の中で強いるのでありますから、それとの関連をにらみ合せて、この所轄問題を解決して行つたらと思つております。

次は第五條以下第七條までに關係することでありまして、私立学校の設置廃止及び設置者の変更の認可、あるいはその閉鎖を命ずること、それからなお先に行きますと、教職員の免許状に關すること、並びに教科用圖書の検定に關することまでも、知事の権限にしていることについては、一つの面として

ては、あまりにも知事の権限が私立学校に對して強大になるのではないかと、いうことを、専門的な免許状に關することや教科用圖書に關することを、知事の管轄下に持つて行くことについては、どうもうなずけません。これは知事が所轄するといひましても、あるいは知事の下に私立学校審議會というものを置くといひましても、その私立学校審議會の事務局というものは、何ら規定されていないと私は考へております。私立大学の事務局は、文部省の管理局ですが、扱つておりますが、地方の私立学校審議會は、事務局もない。もし設けられるとするならば、あるいは知事の下に設けられると思ひますが、知事の下に設けて、はたしてそういうふうな専門的なことが十分審議できるものであるかどうか、それから十分事務執行ができるものであるかどうか、疑わしい次第であります。それでこの点から考へても、権限があまりに大きいとともに、あまりに専門的なものとなつて行く。だから私は権限を縮小するとともに、一面やはり教育委員会との関連を十分考へていただかなければいけないのではないかと考へております。

その次は八條に關係することでありまして、地方都道府県の私立学校審議會の第八條の一項には「意見を聞かなければならぬ」となつておりますが、私は「意見を聞かなければならぬ」とすることをいひましても、どうもうなずけないわけでありまして、私立学校審議會には、事後的には決定する権能までも與えるようにして行くのがいいのではないかと考へております。

は、どなたの御意見にもあつたわけであります。しかしこゝまで参ります間に、いわゆる学生を除外する傾きがあつたということは、御自身民主的だということ希望せられておりながら、その実態においては、非民主的であつたと学生諸君から言われてもしかたがない。同時に、そのきらいは、国会が非民主的だ、文部省が非民主的だという声が、学生の間から出て来るのではないかと思うのでありまして、そう急にも間には合はぬと思うのであります。が、私たちは学生の意見に敬意を表して、過日來時間をさいて聞いたのであります。今日の皆様の御意見を貴重な御意見として参考といたしたいと思ひますが、將來かくのごとき法案がもし問題になりますときには、ぜひとも学生諸君が單獨に政治運動のごとき行動に——政治運動とは私は思いませんが、しかし政治運動に類似するがごとき運動となつて現れて来ることのないうちに、ほんとに民主的ということとを国会に希望せられるのなら、学内においてもその気分をひとつ實際やつていただきたいことを希望いたします。で、私の質疑を打ち切ります。

○渡部委員　ただいまの若林君の意見には、非常に傾聴すべきものがあつたと思うのであります。その意見が当然法案の中にも反映されなければならぬような重要な要素を持つておると思うのであります。が、今まで私立学校法案については、その学校の特種性それから自立性あるいは独立的な性格、また公共性ということが非常に強調されていた。もちろんこの三つの性格を今日の私立大学が持つておることは当然であり、持たなければならぬのである

が、自立性または自主性ということの中には、今若林君の発言にもあつたように、單なる学校の独立あるいは自立性というだけではなくて、その自立性というものが民主的な自立性であり、民主的な自治でなければならぬと思うわけであります。すなわち学校経営あるいは運営の上で、学校当局や教授や学生の意見が、十分に正しく反映されるような形での自治が、大学及びその他にとつてはぜひとも必要なのであつて、そういう性格が機構の上に反映されなければならぬ。ところがこの法案全体を通じて、そういうような民主的な自治というものが、機構の上に反映されておるといふ片鱗さえも見えていない。ことに学生諸君が、今日非常に窮乏生活で、大部分がアルバイトでなければ生活できないような状態に置かれておるときに、学校の経営上の学費の問題で、学生にとつては、ことに重大になつて来ておるのである。こういう面から見ても、また今日学生や教授に対する学界一般の傾向として、当局の干渉や思想等の彈圧が非常に行われようとする状況のもとにあつて、やはりこういう面からも、教授や学生の意見が、十分に学校経営の上に、あるいは運営の上に反映されるようなものでなければならぬと思ふわけであります。ところがそういう民主的な自治の機構というものが、この法案の中に少しも見えておらない。我妻君は現に大学管理法というようなものについて審議中であるから、私立大学の問題がもしそれと関連して取上げられるようになつたならば、そのときに初めて法案を改正することが考えられてもいいのではないかという意見を吐かれたたう

です。しかし現在のように私立大学そのものが少しも民主的な自治になつていないときに、若林君の言われたように、私立大学当局があるいは二箇年間にわたり、あるいは五十数回にわたつて審議に審議を重ねたという結果が、このように非民主的な法案ができ上らなければならぬような状況のもとに審議されておる。それほどこまで大学当局の考えというものが、学生や教授諸君の間から浮き立つておるといふやうな現実の状況のものでは、そういう民主的な自治の機構というものが法案の中に盛り込まれることによつて、学校の民主的な自治というものが助成されるようにならなければならぬ、こういうところに法案の重要な意味があるのではないか。この点をひとつ我妻君に質問したいのであります。

次にこの法案を見ますと、私立学校審議会というものが、構成そのものにおいてすでに問題があることは、先ほど日教組の江口君が言われた通りであります。この私立学校審議会というものは、構成そのものにおいて、文部大臣や知事に対してまつた権限のない存在になつておる。委員の任命が大臣や知事において行われるのではなくて、この任務が單なる諮問機関である。しかも知事が教職員の任免に関する問題から、さらに教科書の問題までも取扱うというに至つては、知事が明らかに学校の教育行政あるいは教育方針の上にまで干渉し得る余地が、十分にここに残されておる。こういう事柄を私学総連の方々はどういふふうに考えるのか、この点を私学総連の責任者の方にお聞きしたい。

学校教育法に規定されておる範囲内で十分なことであつて、それ以上に規定を設ける必要はないのに、この法案の中にはあらゆる面でその規定が特に述べられておる。こういう点についても、どういふふうに考えられておるのか。

それから公の支配に属する、つまり憲法に關する問題であります。公の支配に属するといふことについて、私立学校としてははなはだおかしなじやないかといふふいふ我妻君の御意見でありましたが、これは單に補助金の助成といふ面に関するばかりではなくて、この法案全体の中に、たとえば教育行政に關する問題でも、その他でもやはり公の支配に属するといふやうな面については我妻君はどういふふうに考へられるのか。以上三点のことをまずお聞きしたいと思います。

○我妻参考人 御質問にお答えいたしますが、私が先ほどいふやうな国立大学の管理法ができたあとで、本法案を改める必要があれば改めてもおおそくはなつてしまつては、多少私の言ひ方が不十分なせいで、徹底してない点があるように思ひますので、その点を最初私は弁明いたします。

私が申しましたのは、この法案の中から大学に關する部分を除いて、やがてできるであろうところの国立大学管理法、あるいは行政法といふものと一本にせよといふ説がある、その説に対して私は二つのことを申ししたつもりであります。その一つは、今度できる国立大学に關する法律案の中に、教授会あるいは評議会あるいは学長といふものの権限、あるいは組織、あるいはその

の他人事といふようなことを規定するであろうが、そういう点については、私立大学に關して適用しない方がいい。私立大学はそういう法律の規定によらないで、自主的にまかせた方がいい、こういうわけであります。

それから第二点は、この法案によつて私立大学審議会というものが中央に一つできる。それと今度は大学管理法で中央に何らかの委員会ができる、同じ大学に關して、私立大学に關する中央の合議体と、国立大学に關する中央の合議体と二つできるのはおかしいじやないか、それは一本にしてもいいじやないかといふ説があるが、私は必ずしもそれは思ひないけれども、万が一でき上つてみたものが一本にした方がいいといふのであれば、この法案のその部分を改めてもよろう。それでもおそくはないだろう、こういうふうに申ししたのであります。先ほど渡部さんの前の委員の御意見の中にも、私はこの法律を今つくつて、そして必要となつたならばあとで改めてもよろうと、一般的に言つたかのごとく御理解になつたやうであります。それは私の本意ではない。私の本意とするところは、大学の行政全部に關するものについて、国立大学と私立大学とは、あくまで別であるのが安当だ。ただ中央に同じ委員会が二つあつては困る、それはむしろ一本の方がいいのではないかと、いふ説が出たなら、必ずしも私はそれは思つていないのですが、その部分をそのときに改めてもおそくはなからう、こう申ししたのであります。

それから渡部さんの他の御質問で、この法案は民主的でないといふ御質問はだつたと思ひますが、なるほど問題は

その点に關して二つになると思ひます。それは私立学校審議会及び私立大学審議会の構成の問題と、それから各学校法人の理事、評議員の問題と二つあると思ひます。私は結論を申し上げます、どつちもまあこの法案でいいのじやないかといふふうに考えるのであります。この法案の各学校法人に置かれる理事あるいは評議員というものは、職員が相当入るようになっておると理解しております。それからまた学校審議会の方では、なるほど職員は評議員に入つて来ないやうであります。しかしその点は学識経験者を入れるといふところで、ある程度までいろいろな人が入るのであります。ただその学識経験者の選定の基準に關して、もう少し具体的な規定があつた方がいいかもしれないといふことは、私先ほど申し上げたのであります。その点は申し上げたのであります。その点はそう思うのでありますけれども、しかしその次に申しましたように、運営のいかによつては、必ずしもそうとは言えないのじやないかといふふうに考へておるわけであります。ことに経営者側に重点が置かれるのだといふお考えのようでありますけれども、その経営者すなわち理事者には、最近では各大学の教授が相当お入りになつておる実情のやうに伺つております。この法案はそのことを前提として、各大学の学校法人の理事には、教職員が入るやうにちやんと名簿もできておりますから、それらの実情から、必ずしもそうではないだろうと思ふのであります。

それから一つおいて、最後にお聞きになつた点は、御質問の要旨があまりよくのふだめなかつたのであります。が、公の支配といふ問題であります。

これは見解の相違かも知れませんが、学校行政というものの対して、国家が全然手放しでなければならぬということとは、憲法のどこにもないのじやないか。この法律が私立学校の設立の認可、設置者の変更の認可、あるいは最悪の場合における閉鎖命令というような権限を所轄庁に保留したとしても、教育に関する憲法の規定に違反しておるとは思いません。ただそのやり方がいいか悪いかということは、またさらに問題になるだろうと思ひますけれども、事いやくも教育行政に關しては、公の支配があつてはならないということにはならないのじやないか。従つて問題はもつぱら八十九條の低利資金を貸すにも、公の支配をしなくちゃならぬかどうかという問題に限定される。そして私の考えは、先ほど申しましたように、なるほど補助金を出すということは八十九條に違反するだらうけれども、低利資金を出すということになれば、その低利資金の出し方を考えれば、必ずしも、公の支配に属したものではないというふうな見方がなし得るのじやないか、というふうな考えを申し述べたわけでありませう。

○松岡参考人 所轄庁の権限が非常に大きい、それから学校教育法との關係がどうなるかというお尋ねにお答え申します。先ほど最初に申したように、従来は各種の私学に關する強力な監督規定があつた。それが学校教育法というものが新たにできて、そこで官公立の学校と一緒に新しいまとなつたものができたということになつておりますが、あの学校教育法ができた際は、非常に早々の際につくられたのでありまして、決して学校行政に關する民主的

ない法規であるとは言えないのであります。そこで学校教育法にある監督規定をできるだけしぼつて、やむを得ないものだけを私学法の中で所轄庁の監督事項にするという建前でできておるのであります。その事項は五條の一号と二号でありまして、一号の設置廃止、設置者の変更、これはもちろん学校教育法にある規定ですが、この規定はどうもやむを得ないのじやないか。現段階において、私学は一応国家のつなかりをここに求めておく方が妥当ではないか。ことに御承知の通り私立大学におきまして、現在においては学校に關する教育基準ができ、それから私立大学設置審議会がありまして、そこで基準に合するかいなか等を審査して、合格したものだけが文部省の認可を得るといふ法制になつておるのですから、そうならば、だれでも自由自在に学校を設置できるのでなくて、一定の基準に達したもののだけが、審議会を経て文部大臣の認可を得るといふ制度になつておるのでありますから、私学法においても、現在としてはこの認可のつなかりを持つ。従つて設置者の変更があれば、もちろんそれに付いても認可を得なければならぬのは当然であるということでありませう。

さらに二号は閉鎖でありませうが、すでに国家とのつなかりを持つて認可を得てつくつた学校であるのですから、それが法令違反をやつたということになれば、閉鎖を命ぜられるのもやむを得ないはずであるというので、この二つを最小限度として残して、あの学校教育法にある監督規定は一切これを排除するという建前でできておるのであります。

次の規定で、教員免許状と教科書の権限が書いてありますが、これは高等学校以下の方の問題で、よく存じておられる堀内先生からひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○堀内参考人 ただいま松岡先生から、所轄庁のことについて御説明がございましたが、私も、最初は所轄庁というふうな役所でなく、權威ある機関という意味で進む方針でやつて来ておつたわけですが、まだ日本の現状においては、權威ある機関という言葉で言い表わせる団体というか、そういう機関というものはどうもむりだらう。従つて監督庁とか所轄庁というふうな役所の名前をこへひつぱり出さなければならぬということになつたわけでありまして、将来は權威ある機関というふうなぐあひにかつて行くのが望ましいのではなからうかと考へております。

それから私学の審議会のことでございしますが、特に今まで多くの方々から論ぜられておりますその論点は、大学に非常に比重がかかりまして、高等学校、中等学校というふうな面のことには、お忘れになつた観があるのではないかと申すのでありますが、われわれ高等、中等、こゝろいう学校においては、審議会というものの——これが諮問機関であるか、決定機関であるかということはわかりきつたことでありますが、その審議会が決議機関になつてもいいものでありませうかどうでしようか。もしそういうふうな非常に強力な線があるならば、たいへん望ましいのではないかと申すのであります。今までは教組のお方からの御説明によりますと、教育委員会に私立学校のいわば監督面というものを持つて行く

のが最もいいんだというふうに私は聞いたのであります。これはすでに教育委員会法が審議されるころから、私もとしましては、絶対に賛成しかねていたところでありませう。もしもそうであるとするならば、私も喜んで教育委員会に代表も送り、その支配下に属することであつたでございまいやうけれども、そうでなかつたということは、全面的に賛成できないものがあるということを御承知おきいたしたい。もしも、かりに教育委員会に入つたといひますと、公立学校の教育を考へるべき、——あるいは公立でなくして教育全体とおつしやるかもしれないけれども、とにかくにも公立学校の教育を考へてつくられていく委員会に、ほんのちよびつとつけられてしまつたのでは、十ば一からけ式に考へられるし、委員会はなるほど公選の委員の方ではあるけれども、七名の方がおりまして、そこへ私立学校という特殊性のあるもの、特に自主性を強調しなければならぬものが、ひまがあつたらめんどろ見てもやるといふやうなことに對しては、どうしても賛成することはできないのであります。前へもどるようでありませうけれども、いわば權威ある機関によつて私立学校は監督されるべきであるけれども、現段階においては、所轄庁という役所の名前を出して来なければならぬというふうな考へられておるわけでありませう。

なお、先ほど教科書及び教職員、特に教職員の任免に關するに私は承つたのであります。これは教職員の免許状を交付するその事務をやられるということでございます。教科書の検

定をするその事務を役所がやるということでございます。私先刻も御説明申し上げましたように、單に事務をやらせるんだ、当然その下に公正な委員会ができて、そしてやつて行くべきであるというところは、言うまでもないわけでありませう。特に先ほど私学審議会の委員の選出について、いろいろお言葉がございましたけれども、われわれの団体といひましては、当然互選の方法で行くべきであらうというふうな考へておるわけでありませう。

○原委員長 時間がありませんから、質疑は要点だけを簡単にお願いいたします。

○渡部委員 この法案を、私の言つた民主的な自主性というものの上から考へる上に重要なことは、学校の運営あるいは経営の上で、助教授や学生等の地位をどういふふうにか考へるかという点に關連して来ると思ひます。それでいろいろの議論もそこら出て来るわけなんです。この点については、大学行政法の達成に協力しておられる我妻氏から、学校経営あるいは運営上における教授、助教授、学生というものの地位の重要性について、どういふふうにか考へておられるか。この重要性の程度において、機構の上でどういふふうにか反映するべきものであるかという点について、お聞きしたいと思ひます。それから先ほど私学總連の方に質問した点について、最も重要な点のお答えがいただけなかつたわけですが、法案成立において、非常に長い間慎重審議されたにもかかわらず、学生たちの間、あるいは各学校における教授間に、いろいろの異論が出て来ている。つまり法案の作成にあたつて、長い過程に

おいて、広汎な教授たち、あるいは学生諸君の意思を、一体どれだけ反映される措置を講じて来られたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

第二には、早稲田大学の大濱氏に伺いたいのですが、早稲田大学の中には、教授団及び学生の合同の意思において、かなり広汎な反対の動きがあるように聞いておるが、これはどういふふうな事情であるのか。大濱氏の代表されておる意見というものは、早稲田大学の広汎な動きとどういふふうに関連があるのか、この点をお聞きしたいと思います。

それから私学総連の答えていただいた方に、教科書等々のことについてですが、これは知事や大臣が、教科書の検定に關して權威ある機関であるといふふうにお考えになつておられるのかどうか。知事や大臣が、教科書を検定する上に權威ある機関だと考えておられるというその考え方こそが、私学が従来ほんとうの意味での自主性や独立性、特殊性を持ち得なかつたゆえんではなからうかというふうに考えられるわけですか。この点については、それは單に杞憂だとおつしやるけれども、事務こそが実は問題なのであつて、この審議會にそういう機構がないために、こういう事務こそが問題であるのですから、この事務という点について、どういふふうにお考えになつておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○我妻参考人 各私立大学で、教授会にいかなる権限を認めるか、あるいは学生の意思をいかに反映するかというふうなことは、各私立大学でそれ／＼その大学の伝統と特色に基いておきめ

になつてしかるべきだと考えております。

○渡部委員 そういふ法案を考える上に、どういふ考えを持つておられるかによつて、あなたがこの法案について意見を吐かれる場合に、あなたがどういふお考えを持つておられるかということが非常に重要なので、その点をお聞きしておるわけです。

○我妻参考人 私の考えは、それは私立大学にまかすべき問題なのだから、この法案にはその点に關しては何も書く必要はない、そういう意見でございます。私立大学に關しては、それらの点は各私立大学にまかすべきであつて、私立学校法には書く必要がないことだ、こういうふうにお考えしておるわけでありませう。

○渡部委員 一般的に教授や学生の、大学経営の上における地位や重要性について、あなたがどういふふうにお考えになつておられるのか、あなたのそのお考えこそが、この法案についてあなたの見解の基礎になるわけですから、この点をお聞きするわけです。

○我妻参考人 ちょっと了解いたしかねるのですが、私は各大学について、教授会について相当の権限を認めるべきだと考えておりますし、また学生の意見は反映させるように、いろいろ方法を講ずべきだと、一般的には思つております。しかし私立大学については、またそれ／＼特色がありましようから、私が一般的に考えておるよりも、もっと強く反映させるところもあるだろうし、あるいは私の考えておるよりは、やや弱く反映させるところもあるだろう。しかし私立大学については、法案でどうしろということと言

わない方が、むしろいいというふうに考えております。

○堀内参考人 私どもは教科書の検定なり、それから教員の免許状なりについて、知事や文部大臣を置いた方がいゝというところは、毛頭考えておりません。それから事務という点については、現在の教職員免許状について、その條文などをガリ版に刷つたり、それを配布したり、今私学振興協会というふうなものを持つておりますが、そういうふうなものを広く通知させるような仕事をやらせておるわけでありまして、われ／＼の適正なところの委員によつて、検定も免許状のことも研究したり、やつたりして行きつつあるわけでございます。

○松岡参考人 先ほども申したのでありますが、私学総連合は、各私学団体の連合会でありまして、私学団体の代表者が集まつてすべてをやつておるのではありません。教授、学生等の意見をいかにして反映させるかということとは、各学校の問題であり、各学校が集まつて私立大学協会、私立高等学校中等学校協会、私立小学校協会、私立幼稚園協会というものをつくつておるのであります。それ／＼の協会でも、それぞれの学校の方針を反映して協議されておるでしょう。各学校、各協会ですれどれやつておられるのですから、その代表者が集まつて連合のことをやることは、すべてその下を通じて協会、学校、教授、学生に通じてのものであるから、その代表者が集まつてやることは自由である、そういう意味で民主的にやつたと申したのであります。

○岡(延)委員 私は六名の参考人から簡明率直に最終的結論を伺いたいと思

います。すでにそれを表明された方もありますが、すなわち本法案を国会は通過せしむべきか否か、その点についてお伺いしたいと思ひます。もとより非常に大きいバックを持つておられる方々ばかりでありますから、公人としまして、あるいは最終的結論を申されることのできない方もあるかもしれませうけれども、公人と個人とにわけてひとつお答えを願ひたい。清席順に松岡さんから願ひたい。

○松岡参考人 最初に申し上げました通り、この法案をぜひ今議會で通過させていただきたいと存ずるのであります。個人といたしましては、なお今後において検討を要すべき点は少からずあると思ひますが、これはこの法案を通過させてから後に慎重検討をいたして、さらにいい法案に改正して行くという点はあると思ひます。しかしこれは検討の上で定めることではありませんで、今どの点ということとは申し上げかねます。

○大濱参考人 私は私立大学協会の副会長といたしまして、協会側としてこの法案の今期国会の通過を希望いたします。なお個人としましては、この法案の中に一、二この国会において、もしお願いができれば御修正願ひたい点があるものであります。第五條の第二号、第六十二條、これはこの法案の理想として掲げております私立学校の自主性を確保するといふ観点から、削除が願へれば仕合せと私は思ふのであります。それ以上は別にありません。

○片山参考人 大学教授連合といたしましては、先刻申し上げましたように、本法案の上程に対してこれを阻止するといふような、積極的な声はほとんど

なかつたと申し上げてもよろしいのであります。むしろこの法案は国会に上程せられるべきであるといふ意見の方が強かつたといふことを申し上げておきます。私自身としては一応この法案の国会通過をお願いして、さらに将来の時期において、ことに大学法案といひましては検討を要する、こういうふうにお考えしております。

○我妻参考人 私は先ほど申し上げましたように、今日の情勢から、この法案を通過なさることを希望いたします。そのときにも申し上げたように、學術會議の代表としての意見は、非常に複雑でありまして、申し上げかねます。先ほど二つの決議と一つの意見とを申し上げましたから、御想像願ひたいと思ひます。

○堀内参考人 重なりまして恐縮でありますけれども、私ども日本私立中等高等学校連合会では、千八百四十八校もあり、生徒にしましても六十七万—七十万に返り生徒を持つておるわけでありまして、そうして本席には各地区のそれ／＼の代表者が集まつておるわけでありまして、これらの方々は、十一月十九日、理事長長兄玉九十氏の名において声明しました通り、一刻も早く成立を期待しておるわけでありまして、当然教育委員会法とともにできなければならなかつたものが、一年有半にわたる空白状態に置かれたために、われわれ私中高連は非常に苦しみにあつたわけでありまして、そういう点からも、ぜひとも今議會において成立を見ていただきたいといふことが念願であります。私個人といたしましては、もちろん完璧な法律だとは考えられませんが、今後修正に修正をしてでも、いい

ものにして行きたいということは、当然考へるわけですが、団体といふことは、総意によつてせしめ今議会に上程され、しかも成立してはしいという結論でございます。

○江口参事 私は、公にしまして、個人にしまして、この法律案は今次国会では審議終了にして、次の通常国会において大学管理法と並行して、その緊密な連絡のもとに慎重審議して通過すべきであると考へております。

○岡(延)委員 それでわかりました、我妻先生は先ほど学術会議の決議がある云々と申されましたけれども、それは七月初旬でありまして、その当時発表されておつた文部省試案と、二、三日前にこの委員会に提出されたところの私学法というものは、あの従来非難された監督の面がほとんど削除されておるのであります。もしこの削除されたものが、学術会議において論議されたら仮定したならばどんなであつたらうか、推定でよろしゅうございませうか……

○我妻参事 その点は先ほど申し上げましたように、第二部、第三部が決議を、そして第六部が意見の一致を見たのでありますが、私は副会長であると同時に、第二部の会員でありまして、当時第二部の決議のときに参加しておりました。先ほど申し上げましたように、そのときに問題になつたのは、新聞紙上で発表になつたものと、ただいま拜見するものと非常に違つておる。ただいま拜見したようなものであれば、第二部の決議では必ず修正しなければならぬ、これは私立学校の独自性を危うくするものであると言わ

なかつたのであると推測されるということ、私は初め申し上げました。その際にも注意いたしましたように、私個人の推測であるということ、あくまでも御留意願いしたいと思います。

○今野委員 我妻先生にお伺いしたいのでありますが、先ほど若林君から、非常に学生の問題が出たのですが、第一條に「自主性を重んじ、公共性を高める」という二つが並んでおるのです。文部大臣の説明を聞いても何を聞いても、公共性という点が非常に強く出ておるのですが、私の考へでは、ほんとうの民主的な意味の自主性を高めることが、同時に公共性を増すゆゑんであるというふうに考へるのであります。その点我妻さんはどんなふうにお考へておられますか。

○我妻参事 時間がありませんときに、非常に重大な問題をお聞きになりました。簡単に申し上げて誤解の生ずることをおそれるのであります。けれども、それをあえて申し上げますと、大学を民主的にするということについて、学生の意見を、法制上教授会その他の中に加へなければならぬとは思つておりません。大学を民主化するということは、学生の意見をできるだけ聞いて、それに即したような教育をすべき教育の大方針を言つておるのである。法制の面においても、それと何らかの参画権を認めなければならぬものだとは考へておりません。簡単に結論だけを申し上げます。

○原委員 我妻参事の方々に貴重な御意見を聞かされたことは非常に得るところがありました。厚くお礼を申し上げます。

それではこの程度で休憩することとし、午後二時より再会いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○原委員 それではさう決定いたします。

休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後二時五十分再開

○原委員 休憩前に引続き会議を開きます。

教育委員会法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

なお大臣に対する御質疑は、大臣がお見えになつてからこれを許します。それでは質疑に入ります。

○松本(七)委員 この前の委員会のときにも、ちよつと触れた点もありませんが、教育委員会と教育長の関係で、教育委員会法が制定される当時に一番問題になりましたいわゆる助言と推薦のこと、これに關しては、教育委員会のこと、これに關しては、教育委員会の力をできるだけ強くする、そして教育長は専門的な点について、これを補助するといふ建前に立つておつたはずである。それで教育委員会法制定當時に、最初文部省から出て來ました案では、教育長の教育委員会に対する発言力が強く、過ぎるおそれがある。で、わざ／＼衆議院も、参議院も、全会一致で「教育長に対し、助言と推薦を求むることができ、こゝういふふうな、教育委員会の方を強くする修正にかえたわけであり、それを今回の修正案によりますと、またもとにもどして、教育長に対し助言と推薦を求めるといふことに逆行させておる。これはこの間の辻田局長の答弁でも、なる

ほど法文の上から見れば、必ずしも教育長の権限が強化されておるようにはとれないかもしれないが、実際の運用の面で、今までの教育委員会の実績に徴してみますと、こゝういふ規定をするによつて教育長がだん／＼に力を持つて來ることになるのではないかと。特に修正案を見てみますと、教育委員会が会議を開く場合に、教育長は必ず出席しなければならぬようになつております。第五十條の規定を見ましても、教育長は教育委員会のすべての会議に出席しなければならぬ、こゝういふ規定があれば、だん／＼實質的には教育長の力に依存して行くやうな結果になるのではなからうか。この点教育委員会をこれから強化しなければならぬといふ方針と、矛盾進行するおそれがあると思ひますので、この点に対する政府の御見解を伺いたいと思ひます。

○辻田政府委員 教育委員会と教育長との關係につきまして、今回の改正によつて教育長の権限を非常に強化するのではないかと御質問でございますが、これは一昨日の會議のときにも申し上げましたように、現在の四十九條の中から但書を削除いたしました。これを五十條の三といたしまして、第三章の教育委員会の職務権限をここにまとめまして、教育長の権限等につきましては、これを全部一つの別のところにまとめるといふ法の整備をいたした關係でございます。

なおこの前の政府原案と今回の改正との關係につきましては、これも先ほど申し上げましたように、さきの政府原案におきましては、教育長の助言と推薦というものは、教育委員会が仕事を

する場合の必須の條件であつたのであります。が、今回におきましては、さうなことは規定してないのであります。して、教育委員会におきましては自由な仕事をなし得るのであります。ただ教育長といひましては、その職務の特殊性から考へまして、今回の五十條の三におきまして、教育長が専門的な職員であり、かつ補助機関であるといふ立場におきまして、教育長の方から適切な資料を提供して参考に供するといふことにいたしてある次第でございます。

なおすべての會議に出席するといふことにつきましては、現在の法規を見ましても、教育長は教育委員会の仕事のすべてについて事務を執行する機関になつてゐるのであります。教育長がさうな立場であるいは職務を持つておられます以上は、會議に出席して、どういふふうな経過によつて結論が出たか、方針がきめられたかといふことをよく承知していなければ、事務を執行する場合に、委員会の定められた内容に反するやうなことになるのは相なりませんので、すべての會議に出席いたして発言をすることができるのであります。しかし選挙なり、または議決な

りに加ふることができないのは当然でありまして、あくまでも教育委員会は教育委員会自体において最後の決定をされるわけでありまして、教育長の発言ないしは助言推薦といふものは、補助的な役目をなす次第であります。

○原委員 大臣がお見えになりましたので、過日御通告がありました緊急質問に移りたいと思ひます。

○渡部委員 今日私は大休二つの問題について大臣の御意見をお聞きした

いと思います。第一は学問の自由の問題であり、第二はそれに関連して現在起つてゐる教職員の解雇の問題であります。

学問の自由ということが今日ほど学界及び一般民間の間においてさへ強調されていることは、かつてなかつたように考えます。このことは、今日学問の自由というものが満足の状態にないということ、あるいはそれがはなはだしく制約され、あるいは自由に関する危機が招来される憂いのあるということとを、学界及び一般民間においてさへ、強く痛感して来ているという事実を証明するもののように思いますが、この点についての大臣の見解を伺います。

○高瀬國務大臣 学問の自由が、一國の學術の發展文化の振興に大切であるということ、また、同感でありまゝです。現在学問の自由と関連していろいろと論議されておられますが、一つの点は、先ほどお話がありましたような、各大学における教授の身分に關していろいろの問題があつたということ、一つは、人事院規則によつて公務員の政治活動の制限が行われたということ、この二つの点と関連して現在特にやかましく論ぜられておられるのぢやないかと思ひます。それらの点につきましても、むしろ大学教授の身分というものを、軽率にむやみに処置する、こういうことは當然慎まなければならぬ問題であります。また政治活動の制限につきましても、これが濫用されましても、學者としての純粹な活動に對して、これが政治的な活動であるというやうなことで制限されるやうなことがあつてはならない、そういう意味においても、私はその問題について十分に

関心を持つてゐるわけでありまゝ。

○渡部委員 憲法の二十三條に、学問の自由が特筆されて保障されているのでありますが、この学問の自由ということ、英文では多分アカデミック・フリーダムということになつてゐたやうですが、このアカデミック・フリーダムというものはどういふことであるか、その本質的な概念について大臣の見解をおつしやつて下さい。

なおこれまでのやうな問題についての質問の場合に、大臣の御答弁はしばしばかなり政治的考慮をもつてお答えになつてゐるやうでございますが、學者たちは、今單に自分たちの身分上のことに關してだけではなくして、日本の學問、科學、教育という問題が、非常に重大な危機に瀕するのではないかと、印象から、あるいはさういふ現実の認識から、非常に強い學問、教育、科學に對する愛情と、またその將來に對しての危機を持つてゐるのでございまして、大臣といたしまして、

大臣はもと／＼經濟學者として、りつぱな科學者の出身者であられ、また大學總長をやつておられた方であるわけでありまして、さういふやうな學界における、あるいは科學者たちの間における氣持というものは、十分に了解せられてゐるはずだと存じますから、かなり客觀的に、學問的な見地に立つてひとつお答え願ひたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 アカデミック・フリーダムについての議論ということになりますと、詳しいことになればずいぶん／＼と議論があると思ひますが、簡単に私の理解してゐるところを申し上げますれば、學術研究の自由、

教育の自由、さういふことを表わしてゐるのだらうと思ひます。

○原委員 これは委員長の見解でありますけれども、これは研究室で論争すべき學問的探究の場所でありまゝで、ひとつ簡潔に質問の御趣旨を御質問願ひたいと思ひます。

○渡部委員 委員長のお言葉ではありますけれども、私はさういふことは心得ております。しかしながら本質的な問題に觸れることなくしては、われ／＼は今日どのような立法的な行為をする場合にも、十分事を行うことができないのでありまして、われ／＼としては、やはりさういふところから出發して、現在の客觀的な實情と考へ合せて立法する必要がある。それでさういふ質問をするわけなのです。

次に學問の自由ということが、さういふやうな考へであられると、その答えられた範圍内においては、もちろん私は正しいと思ひますが、これに關連しまして新潟大學の開校式にイールズ博士が、共產主義者は教育者たるにふさわしくないという意味のことを述べられた。理由として、それは彼らはもはや授業をし、研究を行う眞の自由を持つてゐないからであるといふこと、あるいは共產黨員は思考の自由を持つてゐない、彼らは共產黨に入黨したときにその自由を放棄したものである、さういふやうに述べられてゐます。しかしわれ／＼はこの見解ははなはだ非常識であり、少しも科學的な客觀的な根據を持たない意見であるといふやうに考へておられるわけですが、この点についての大臣の見解はいかがですか。

○高瀬國務大臣 イールズ博士がさういふ講演をされたことは事實でありまゝ

すし、また先ごろニューズ・エント中佐がほぼ同じやうなことを新聞に發表されております。それから日本人の學者の中にも、それとほぼ同じやうな見解をもつて意見を出しておられる方もあります。事實も共產黨員なるがゆゑに、共產黨の指令によつてすべて言動を支配されるということであれば、イールズ博士の見解は正しいと私は思ひます。しかしこれは事實どうであるかの問題なのであります。従ひまして私としては現在まだその点は研究を要すると考へております。

〔委員長退席、若林委員長代理着席〕

○渡部委員 日本學術會議第四回總會は、國立大學教授及び研究者を人事院規則から除外する件を京都大學學長鳥養氏を除く全員をもつて決議いたしました。大臣はこの決議に對してどういふやうにお考へになつておられますか。

○高瀬國務大臣 先ほど申しましたやうに、國家公務員たる身分と關連して、政治活動の制限が人事院規則によつて規定されたわけでありまゝ。しかし政治學、經濟學、社會學といふやうな、社會的な諸科學を専攻しておられる學者の、ほんとうの學問的良心による研究の結果の發表といふやうなことが、さういふ政治活動の制限と混同されるおそれがないわけではないといふところから、學界にいろいろの議論、非難が出ておると思ひます。それについては、人事院總裁が相當明瞭に、學者がその専門とする學術の研究の結果を發表するといふことであれば、あの規則に觸れないといふことを、解釈として明らかにされております。また

文部省といたしましても、その点については十分に考へる必要がありまゝで、具體的ないろいろの場合につきましては、人事院の解釈をはつきりしておきたいといふことで、ただいまいろいろ折衝をいたしております。それらによりまして、心配されるやうな点はなくならないかと私は考へておりますので、これを必ずしも特例として認めなければならぬとは、現在考へておりません。

○渡部委員 この學術會議及び大學教授連盟において、大學や學術研究機關の人事は、政黨や所屬の黨を事實上の理由として処置すべきではないといふことを、特に強調されたわけですが、この点についての大臣の御意見、つまりこれに賛成であられるのか、反對されるのかについて伺ひます。

○高瀬國務大臣 その点は先ほどイールズ博士の聲明についての私の見解をお尋ねになつた場合にお答えしたもので、大体わかつておられるのではないかとと思ひます。つまり原則としては、ただ政黨所屬といふやうなことだけでは、教授の職に不適格であるといふことは、言えないと思ひます。けれども、ある特定の政黨がもしその所屬員に對して、政黨の支配にどうしても屬さなければならぬ、その思想等が政黨によつて必ず制約されるのだといふことが事實であると思ひますれば、それに基きまして考慮をしなくてはならないと思ひます。

○渡部委員 人事院の十月二十二日の各省大臣にあつた通達の説明の中に、先ほどちよつと触れましたが、やはり大學教授はその専門とする問題について、研究論文その他を發表し等々のこ

とは、人事院規則の圏外にあるというふうにかかれてあるのではありませんが、しかしここに重大な問題があるのではないかと。たとえばいかなるその専門部分に属しない問題であつても、それが学界全体の問題であり、学問の自由に関する問題であり、あるいは日本の将来に関する問題であるというふうな事柄について、たとい自然科学者であつても、政治的な発言をその論文においてなり、言論においてなりに主張するという場合には、それはどうなるのか。ここで私たちが考えてみなければならぬことは、もしもあの戦争のときに自然科学者あるいは（の）科学者、教育者たちが、自由にその政治的見解を發表することができて、このような戦争には反対である、あるいは科学を戦争のために用いるべきではない、科学は人類の福祉のために、社会の進歩のために用いるべきであるというふうな発言が強力になされたならば、おそらくあの戦争の勃発することに関して大きな影響があつたと思ひます。この影響は、今日から見れば日本に望ましいところの影響でなければならぬのである……。

○若林委員長代理 渡部君にちよつと申し上げますが、他にも大臣に対する質疑の通告があるのでありますから、大体五分以内に結論をつけてください。

○渡部委員 そうだとするならば、すべての科学者なり教育者なりが、この重要な問題について自由な意思の發表をするということは、今申し上げたやうな意味で、日本にとつて、あるいは日本の幸福にとつて、重要なことではないかと考えられるわけですが、これ

が人事院規則に違反するということになる、事は重大だと思ふのです。この点について御見解を承りたい。

○高瀬國務大臣 人事院規則というものは、国家公務員たる身分に関連しての政治活動の制限がありまして、国家公務員でない人については、そういう制限は付せられないわけでありまして、国家公務員たる身分にある者は、原則としてある制限を受けることは、その身分の上からいって、適当であると私は考へてゐるわけでありまして、ただ学者が学者の良心をもつて研究をし、その研究の結果の發表という場合には、これは政治活動の制限にはあてはまらぬという点で、人事院規則に対する人事院總裁の解釈が發表されたのだと思ひます。自然科学者が、政治の問題あるいは経済政策の問題を論ぜられるという場合には、それはあてはまらぬというところが一般的には言えると思ふ。ただし、自然科学者でありまして、一方において経済学専攻をしておられぬとは限らない、また政治学者であるという場合もあるかもしれせん。そういう場合は、單なる自然科学者ではなくて、自然科学者であると同時に、政治学者であり、経済学者である場合であらうと思ひます。政治学、経済学というものを、大学教授として専攻する程度に研究しておられるというところであるならば、これは問題は別ではないかと思ふ。ただし、自分ではなくて、自然科学者である方が、自分の専攻する学科としてやられるのでなく、ただ一般的に政治を論じ、経済を論ずるという場合は、あてはまらぬと思ふのであります。

○若林委員長代理 先ほどから申ししますように、他に質疑の通告がありますので、あまり長くなりませんと……

○渡部委員 もうあと三、四項目です。○若林委員長代理 簡単に要点を願ひます。制限をするわけではありませんが、あまりほかのことを言わないように願ひます。

○渡部委員 簡単にやります。今のは論文の問題ですが、次に實際の行動の問題についてお伺ひしたいと思ひます。たとえば、研究者や学者が、その進歩というところに非常に熱心であり、そのために科学あるいは教育等の進歩を阻害しているやうな条件を取除く、あるいは促進するやうな条件を設けるために活動するやうな場合、たとえば學術會議が先ほど申し上げたやうな意見を決議し、あるいは大学教授連盟が、政院所屬によつて云々すべきではないという決議をしてゐるやうな場合の行動、こうしたものは政治活動であると考えられるのかどうか。あるいはこうしたことに関似する活動というものが認められるのかどうか、この点をお聞きします。

○高瀬國務大臣 そういう具体的な問題になりやうな点につきましては、いろいろの場合を考えて、現在文部省が人事院と折衝をして明らかにしたいと考えておるところであります。

○渡部委員 文部省が考えておられるならば——結論を出されるまでになつていないとおつしやるならば、それまででありまして、私は、今申し上げたやうな点は、科学者がその進歩のために、それを抑制しているやうな条件を取りのけるために活動し、あるいは進歩的な諸条件をつくり出すために活動するということは、科学者あるいは

教育に関するならば、科学者あるいは教育者の任務に所屬しているところの活動であると考えざるを得ないと思ふのですが、この点について大臣の個人の御見解を伺ひます。

○高瀬國務大臣 そういうように、具體的にいへば、場合について考えなければならぬので、私個人の意見をここで今申し上げることは、差控えておきたいと思ひます。いづれ人事院と折衝後、その上で具體的ないへば、場合について、はつきりした解釈を明らかにしたいと思ひます。

○渡部委員 大臣は先ほど、單に政院に所屬し、あるいは特定の政院員であるというところのために、人事院規則に抵触し、あるいは解雇等々のことがあつて、大体において賛成であるという意見を述べられておりました、その見解について、参議院において述べられ、新聞においても發表され周知されてゐることではありますが、現に教職員の首切りは、そういうことに關連して行われてゐるという例が多々あるのであります。首切りには、いろいろな形が現にとられてゐる。第一には一定の基準を設けて行つてゐるところがある、たとえば大阪、京都、東京等がそれでありまして、第二には、定数條例によつて行われてゐるところがある、静岡、三重、石川等々がそれでありまして、第三には、教員としてふさわしくないという一本やりのみで、何ら一定の基準を設けないでやつてゐるところが大部分であるわけでありまして、そのうちの一つの問題としてお伺ひしたいわけですが、たとえば大阪、京都、東京その他におきましては、特定の政院に入黨

してゐる者、またはそう認められる者、または影響ありと認められるもの、こういう基準のもとに教員の首切りが行われてゐる。このことは、大臣の表明された信念とも、あるいは人事院規則の解釈とも、あるいは學術會議及び大学教授連盟の決議等々とも、まったく矛盾する條項であるやうに考えられるし、明らかにそうであるのであります、この点について、大臣はこの矛盾をどうお考えになりますか。

〔若林委員長代理退席、岡（延）委員長代理着席〕

○高瀬國務大臣 そういう点につきましては、私の私見は、先ほど申しした通りでありまして、原則としては、私は、政院に所屬したとしても、その政院によつて思想を制限されるものではないと考えて、それならばさしつかえないという考えを持つてゐるだけでありまして、しかし、もし事実ある特定の政院に所屬した者が、特定の政院のイデオロギーなり支配に属しなければならぬ、従つて思想の自由もないというところであるとするならば、これは別個に考えなければならぬと思つております。これは、先ほど申しした通りであります。しかしそれは事實の問題でありますから、はたしてさうであるかどうかの問題であります。

それから各地方でもつて、今おあげになりましたやうなことを、基準の中にあげておられるという話であります、これも私は新聞だけで、そんなやうなこともあるやうに聞いております。しかし私の考へてゐるところでは、各地方でもつて整理が行われてゐる場合は、いろいろの具體的な事情に基いて、教育の効果を上げ、教育の能率を上げ

とて、おる次第であります。

○渡部委員 私は個々の問題についてお伺いしているのではなくて、人事院規則という規則やその他、今申し上げたような條項が矛盾しておるのではないか、また大臣はこの点について矛盾を感じられておるのではないか、この点をお聞きしているわけですか。原則的にです。

○高瀬國務大臣 その点は、さつきお答えした通りでありまして、事実特定政党に所属される人たちが、そういう拘束を受け、制限を受けておるかどうかという問題なので、私としては、まだその点は考究すべきである、こう考えておる次第なのであります。

○渡部委員 大臣の御説明は、私の聞いたでしてはいる事柄と、多少ずれていようように考へるわけですが、人事院規則その他においても、先ほど申しましたような事情で、特定の政党に入党してゐるとか、そういう事実を理由として、首切りの標準を設けられてはならないというときに、特定の政党に加入してゐる者はもちろんのこと、そういうふうには認められてゐる者さえも、首切りの標準として設けられてゐる、基準そのものが問題なのであつて、この基準が大臣の表明されておるところの信念と矛盾してはいないかという、この基準についてお伺いしているわけですか。

○高瀬國務大臣 先ほど御答弁いたしました通りでありまして、基準としてとられたところのものが、はたしてそういうものを唯一の基準としてそれが整理の基準になるかどうか、これは私

は事実まだ知りません。知りませんが、もしそうなつておるのだとすれば、つまり特定の政党に属してゐるということによりまして、教育の自由あるいは思想の自由というものが拘束を受けるといふ見地でやられておるのではないかとお思います。

○岡(延)委員長代理 ちよつと渡部君に申し上げます。人事院の責任者の出席要求がございましたが、人事官はいずれも緊急の要件で人事委員会に出席中でありまして、適当な機会にできるだけ出席していただくように、委員長においてとりはからいたいと存じます。

○渡部委員 先ほど大臣に、答弁の上で御注文申し上げました通り、政治的な配慮からお答えになつてゐるのではなく、こういう基準が設けられるというやうなことは、かなり原則的な問題であるのでありますから、こういうふうな原則を設けて、首切りが行われるということの重大性を、われわれは指摘しなければならぬと思つてゐます。私は何回か申し上げましたように、このような基準は、基準そのものとして、首を切るある個人に対しての具体的場合はともかくとして、基準そのものとすれば、これは人事院規則の内容にも、解釈にも、大臣の信念にも矛盾してゐるはずではないか、この点をお聞きしてゐるわけですか。この点を答えてもらへればよいのです。

○高瀬國務大臣 その点はさつきお答えした通りです。

○岡(延)委員長代理 それ以上お答えがないそうです。

○松本(七)委員 六・三制の問題につ

いては補正予算十五億、来年度の本予算で四十五億が見込みがあるというところで、まだ足りませんけれども、御同僚の至りに存ずるところであります。ただこれが配分の仕方について、なお文部当局において御研究のようになつておりますが、地方によつては特殊の事情のために高等学校の統合等が十分に行われておらないというやうな点のために、高等学校によつて中学校、小学校が非常な犠牲をこうむつておる、そのために、配分にあつたおそれが多いやうな不合理が生ずるおそれが多いやうな点に於ては、地方からも陳情に伺つてゐるかと思つてゐますが、今後そういう点の調整をどういうようにされるのか、その御方針を承つておきたいと思つてゐます。

○久保田政府委員 ただいまお尋ねの、高等学校にスペースが多いために、小・中学校のスペースがいかにあるか、やうな錯覚を呈したやうな場面が地方によつて起るから、この調整を高等学校の現状につきまして、たとへばその通学区域がどうにも動かぬといつたやうな場面のところは、〇・七坪の計算の場合に、はつきり行きたいと考えておりますが、たゞ大都市にあるから申しますと、必ずしもそのスペースを高等学校のみものと計算するから言つても、むしろ調整しなければならぬ。高等学校ではあるけれども、小・中学校の面積と共通して計算しなければならぬといつたやうなものが相当ございますので、それらは嚴重な方針通りの線で行きたいというふう

考えておりました。この予算がある程度固まりまふと同時に、できるだけ早く配分の線をきめて行きたいと思つてゐる、嚴重にその方の調査に今かかつております。いろいろな故障がありまして、まだ具体的なところまでは参つておりません。

○岡(延)委員長代理 ちよつと松本君に御相談ですが、特に文部大臣にお尋ねしたいことがあれば、その方から先にしていただきたいと思つてゐます。

○松本(七)委員 この間今野さんから指摘されて、文部大臣が御答弁になりました例の首切りの理由の問題ですが、方々の地方で、理由が明示されないで辞職勧告が行われているという例が多々あります。この前の答弁によりまして、懲戒免職というやうなことは、よほどの理由がなければ、なされないはずである、こういうお話であつたのですが、思想の弾圧の問題とも関連するのですが、政府では思想弾圧のつもりでなしにやつておつても、受ける方では、それが思想弾圧と解せざるを得ないやうな状態、これは結局理由を明確にして、辞職勧告する場合にも、そういう点を明確にしないためにも、そういうことが起つて来るであらうと思つてゐます。そんなことも政務次官の御答弁で、そういうことはあり得ないと思つてゐる、万が一やうな問題が起つた場合には、文部省としても、これからはもつと積極的に調査するなり、あるいは方針を考えようという御答弁があつたのです。これまでも大臣にいろいろな問題でお話を伺つて、これは一切大学当局にまかせてある、あるいは教育委員会にまかせてあるから、自分の方にはわからない、こういうお話

であつたのです。ところが實際の問題として、そういうふうには首を切られる方にとつては不満が多い、理由が少しも明らかにならない。こういう場合には、教育委員会のことだからといふので放置されずに、今後は積極的に事情を調査するなり、あるいはこちらから事情を申し行つた場合には、文部省としてもこれに何らかの対策を立てるという方針で臨まれるお氣持があるかどうか、この点を伺つておきたい。

○高瀬國務大臣 御承知のように、大学に対してはできるだけ自治を認め、また地方に対しては、教育の地方分権というものをできるだけ尊重するといふ建前に現在なつてゐるわけでありまして、従ひまして、今度のやうな問題にいたしまして、文部省が希望するところは、教育の秩序を確立し、学園の平和を確立する、それに必要な法規は嚴重に勵行する、こういうことを希望してゐるわけでありまして、それに基いて各大学なり地方において処理が行われてゐるだらうと思つてゐます。その場合に、むやみに文部省が各大学なり各地方にくちばしを入れますことは、原則的な大学の自治、地方分権といふことに反する結果になります。従ひまして、それは輕率にやるべきものではないと、私は考へておるわけでありまして、しかし、どんなことがあつても、全然やうなことはやらぬといふことではないのであります。文部省として、はつきりこれは不可解だ、調べなければならぬといふ場合には、むろん調べなければならぬと考へておるわけでありまして、今までのところ、別にそれだけの理由を発見してゐないのです。

○松本(七)委員 これは教育委員会法の改正案の審議にも関係いたしますので、もう一度念を押しておきたいと思ひますが、教育委員会の方で、理由を明示しないで首を切る、辞職勧告をやる。勧告を受けた方がその理由の明示を追つて、そこで対立して、どうしても明らかにならないような場合に、やはり文部省としては、原則としてなるべく乗り出さない、こういう御方針だと解してよろしいですか。

○高瀬國務大臣 不服があります場合は、それ／＼訴願をする手続もあるわけなのでありますから、一応はそれでやるべきじゃないかと思ひます。

○松本(七)委員 次の問題は、先般の朝鮮人連盟解散に引続いて、朝鮮人の学校の問題が非常に紛糾いたしました。文部省の大体の御方針はわかつておるのですが、その後公立学校として朝鮮人の学校が残つておる所があるのではありません。ここでもやはり教員を元の教員にしてもらいたい、あるいは教科書が全部接收されてしまつて全然ない、これを何とかしてもらえないか、あるいは朝鮮語、地理、歴史というようなものを、少くとも正科でやれるようにしてもらえないかというような声が、子供の中から痛切に起つておるわけでありまして。この問題は、ただ單に教育ということだけでなしに、やはり将来の日本人と朝鮮人の親善を促進する上から、非常に重要な問題であると思ひます。おとなに望むことは、なかなか旧来のやり方からしてむづかしいのでありまして、ただ頼るところは子供同士、これによつて朝鮮と日本の親善を促進しなければならぬ非常に重要な任務を帯びておるのですから、こ

ういう苦しい状態にあるときに、もう少し朝鮮人の立場に立つて、朝鮮人が満足できるような行き方をすべきではなからうか。そういう点について、これもまた公立学校ならば教育委員会のすることだというふうな冷淡な態度でなしに、もう少し思いやりのある態度を、文部省が示す必要があるのではないかとと思ひます。そういう点についての今後の御方針を承つておきたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 朝鮮人の学校が閉鎖されました場合の朝鮮学童の收容につきましては、文部省としてもできるだけの心配をいたしております。地方とも連絡をして、差別待遇とか、あるいは教育の機会が非常に少くなるとかいうことのないように、十分に協議をいたしてやつております。ただし、一時に多数の学童を既存の公立学校に收容しなければならぬという場合には、いかに努力いたしましても、多少そこで一時的には不便が生ずるといふことも免れません。しかしそれをできるだけ早く円滑に行くように努力すべきことを、文部省としては各地方庁に話をいたしておりますから、いづれ円滑に行くようになるだろうと思つております。

朝鮮語とか朝鮮の歴史等につきましては、別に禁止する考えはないのであります。これはむしろやつてもさしつかえないが、ただししかし義務教育はどうしても完全にやらなければならぬ。義務教育というものは、御承知のように日本に居住する人間といたしまして、どうしてもこの程度の教養は持たなければならぬという、最小の限度を示す教育でありますから、朝鮮の

学童も、それについてはどうしても完全によつてもらわなければならないのであります。そのほかの時間を充てて朝鮮語とか朝鮮の歴史をやることはさしつかえないのだ、こういう方針をもつてやつております。今まで朝鮮人の学校でもつて教えておられた先生のうち、先生等につきましても、いろいろと文部省は考えております。大部分の人は日本での教員の資格を持つておらないのであります。教員の資格を、朝鮮人でも持つておられれば、むしろ普通の講義ができるのであります。それがないのでありますから、これは朝鮮語だけの先生とか、朝鮮の歴史だけの先生として適當な人たちは働けるようにしてあげたいと考えております。

○松本(七)委員 それは朝鮮人の私立学校を、なるべく私立学校として、存立するようにして行こうというのが基本方針ですか。あるいは日本の学校に收容して行こうというのが方針になつてゐるのですか、いづれに重点を置かれるのですか。

○高瀬國務大臣 ただいまの御質問は、多分朝鮮語とか、朝鮮の歴史についての教育の問題だと思ひますけれども、義務教育の問題以外に、朝鮮人の経営でもつて各種学校として朝鮮語や朝鮮の歴史を教えたりすることも、教育の秩序をしつかり守つて、そして日本の法令に従つてやられるということならば、それをできるようにして行きたいと考えてあります。

○松本(七)委員 私のお伺ひしたいのは、この間閉鎖になつたあと、やむを得ないから日本人の学校と一緒に收容しようという方針が一応立てられた。そういう方針で今後も行かれるのか、あるいはなるべくそれを避けて、朝鮮人の私立学校をできるだけ多く認めるようにされるのか、それを聞いてゐるのであります。

○高瀬國務大臣 今のお話ですと、義務教育に關連して、朝鮮の私立学校を将来どんな奨励して行くかであるかどうか、こういう御質問のように伺ひましたが、それでございませうか。

○松本(七)委員 朝鮮人の私立学校が、今まで認可されておつたものがあつたのです。それから認可申請しておつて、なか／＼認可されずにいたものがある。設立について、今までより以上にむづかしい條件がいろいろ加わつて來てゐるのであります。そのために設立したくともできないものが、たくさんある。そういう條件をできるだけ緩和して、私立学校として設立できるように、促進する努力をしていただければ、その点をお伺ひいたします。

○高瀬國務大臣 文部省といたしましては、今度の措置におきましても、しいてむりにどうしても朝鮮人の学校をやめさせるといふ方針で処置をいたしたわけではありませぬ。ただししかし朝連の解散と関連しまして、どうしても処置しなければならぬ点ができておりますし、それらの点をつきりと整備した朝鮮人の私立学校というものは、現在の事情においては非常に困難な事情にあるだろうと私は考えております。従ひまして、文部省は何もしないでこれをつぶそうという考えではありませぬけれども、實際の事情から申しまして、朝鮮人の私立学校として義務教育をやるということは、よほど例外の場合でない限り、非常に困難な事情にあるだろうと思つております。

○今野委員 大臣の御出席を得まして、二、三の点についてお伺ひしたいと存じます。第一は六・三制の経費の問題であります。先般文部省より配付されました二十二年、二十三年度の学校建築のうち、非公共事業としてやられたものの坪数を見ますと、それを三十五坪一教室で換算いたしますと、約二万二千教室といふものが非公共事業になつております。そしてその経費は、現在の文部省の経費資金で参りますと、約百三十四億円ばかりになります。もしもこれを半額になるわけにございませう。こういう数字が、必ずしもその通りではないかもしませんが、ともかく多数の学校が非公共事業として建てられておる。中学校が非公共事業として建てられておるということは、事実でございませう。しかるにこれに對して今年の四月三十日以前に建てられたものに對しては、今度の公共事業の補助は得られないといふようなことになつて、六・三制建築の問題が中であつてしまつたやうなかつたやうになつておるわけでありませう。そうとすれば、これは單に現内閣だけではなくして、今までの政治に對する不信といふものが、非常に地方に起るというやうなことが感ぜられるのであります。大臣のこれに對する御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 六・三制に對する建築費の補助が、今までといへばはた不十分であり、また一応今年度の本予算では削除されたといふやうな關係から、補助なしでもつてつくられた学校がどうしても相当にある。そういう場合には、たゞい予算がとれまして

う場合には、たゞい予算がとれまして

も補助ができないということになる
と、非常に不公平になるのじゃないか、
こういうような趣旨での御質問では
ないかと私は思うのであります。確
かに一面から申しますと、教育に非常
に熱心でもって、補助がなければや
むを得ないからというので、苦勞して建
てたところは、建てたからといって補助
がもらえない、補助がもらえないなら
ば建てないのだという不熱心なところ
は、建てなかつたために、予算がとれ
たから補助がもらえろというやうなこ
とになつて、正直者がばかを見るとい
うやうな結果になつて、地方に対して
悪い影響がないかというお考えであ
ろうと思います。私もそういうことがあ
りほしくないかということを心配して
おります。ただし法律上では国庫は
補助するわけでありまして、地方の団
体が財源を持ち、あるいは地方団体の
努力によつて寄附を集めて、国庫の補
助なしにできるという場合には、国庫
は補助が出来ないことになつておるわ
けであります。そこで非常に矛盾がで
きて来る。文部省といたしましては、
そういう法規の制限は、これはむろん
尊重しなくてはならないと考へており
ますが、実情をよく調べて、やはり
調節すべきところは、できるだけあ
まり不公平のないやうに調節をしたい
ということ、現在いろいろと考へて
たしておるわけでありまして。

○今野委員 その点につきましては、
たいへん御丁寧な御答弁をいただいた
のですが、二十四年度の当初予算が削
られたために、どうもその補助は得ら
れなくなつたというやうに見られると
ころも、多々あるでございまいしょうか
ら、十分に御調査の上、そういう人た
ちに失望を與えないやうにしたいだ
きたいというふうに考える次第であ
ります。

次に、最近十一月十一日の新聞によ
りますと、広島において、学校に、
配属警官というやうな名前ではないけ
れども、ともかく監督警備をきめて、
そして学校と一緒に生徒の善導
に当るといふやうなことが出ておりま
したので、さつそく国警本部に参りま
して、何か調べたものでもありまし
たと言つたところ、その調べが防犯課
長のもとに参つておりました。それ
によりまして、最近中学生の間に凶悪な
犯罪が起つて、そして学校と父兄並
びに警察が協力して、協力の會議を催
し、そして今のような一人ずつ警部
補を配置するといふやうなことをきめ
た、こういうことであります。なお市
警當局から各警察署に渡した指令
には、最後に括弧して、かつての配属
将校にならないやうにという注意書が
ございましてけれども、その注意書が
あること自身、そういうおそれがある
ということを示分しているわけであ
ります。こういうことが一般化した
しますと、現在のところ少年犯罪が非
常に多いですから、一般化する可能性
も多いわけでありまして、かつての配
属将校のやうなものになるおそれが十
分あるわけにございまして。その点に
ついて文部大臣がお考えになりまし
て、御見解をお聞かせいただきたい
と思ひます。

○高瀬國務大臣 この問題につきま
しては、文部省としても実情をよく調
べております。しかしまだ私は詳しいこ
とは、よく手に入つておりません。し
かしかつての軍事教官と同じやうな意
味に、毎日特定の警官がある学校に勤
務してやるというやうなことではない
のじゃないかと思つております。少年
犯罪を防止するといふために、学校と
警察が緊密な連絡をとるといふこと
は、今までもやつておつたところであ
りまして、これはやはり必要なことだ
と思ひます。これはやがて今日の時代
においては十分に連絡をとつてや
らなければならぬと私は考へており
ます。ただし、これは学校の校長及び職
員の責任であります。警察の仕事では
ないのであります。ですから、警察官
が学校の中の普通の教育の問題まで関
與することになることは、決して望ま
しいことでもないし、避くべきことで
あると考へておるわけでありまして。た
だ警察にも少年犯の予防係のやうな係
はあるわけでありまして。しかも相当専
門的に少年の不良化に対するいろいろ
な研究も、予防活動もしてゐるので
ありますから、これと緊密な連絡をし
て、少年の犯罪予防に協力するといふ
意味ならば、それは適当なことじやな
いかと考へております。

○今野委員 たいへんありがとうござ
いまして。その点についても、少年犯
罪の起ること、並びに最近の国立研究
所の調査によるひどい学力低下、これ
は現在の教育が非常にさんたんたる状
態にあることを示すものであります。か
ら、大臣におかれましては、十分関心
を持つて、それに対して十分な根源的
な措置を講ぜられるやうにお願いした
いと考へております。

次に、やはり最近起つた事件であり
ますが、東京の教育委員会において、
成田元教育委員長が、部下の課長を十
数回にわたつて殴打するといふやうな
事件が起りました。そしてこのこと
が問題になつて、一応成田氏は教育委
員長をやめることになつたのでありま
すが、教育委員はまだやめていない、
そのままでございまして。聞くところ
によると、成田氏は、そのことに對して
少しも反省せずに、少しだらしがない
から、硬教育をしなければならぬ、こ
ういふことを申しておりますが、もし
そういうことがありとすれば、もしも
東京の教員たちが生徒たちを殴打す
るやうな事件があつたときに、教育委
員会は、これに對して何らこれを静止
するやうな手段を講ずることができな
いように考へられるわけにございま
す。そこでどういふやうな教職員が生
徒を殴打するやうなことがいふのか、
悪いのか、そのことについて、文部省
としての御見解をひとつ述べていた
きたい。

ついでに、なおもう一つつけ加えま
すが、教育委員会において、現在東京
都の教員の整理の基準案を作成して
おるわけにございまして。この作成する基
準につきましても、いろいろと問題が
ありまして、よくよく、ともかくそう
いふやうな教育理念といふものが、硬
教育をやらなければいけないというよ
うな教育理念、さらに成田委員長の場合
にはヒトラー・ユリゲンツなどを読んで
美言した言葉をたび／＼吐いておるの
であります。そういうやうな理念のも
とにこの整理基準がつくられて、整理
がなされていふものかどうか、こうい
うことについて御意見を聞かせ願ひ
たい。

○高瀬國務大臣 むろん生徒のしつ
け、規律ということは、嚴重にやらな
ければならないと私は考へておりま
す。ただそのやり方の問題につきま
して、むやみに殴打してやることは、む
ろんよろしくないかと考へております。
それから教育委員会内部の問題であ
りますが、これはやはり教育委員会の内
部の問題でありますから、文部省が直
接タッチすべき問題ではないだらうと
思つております。

○稲葉委員 先ほど渡部君の學問の自
由に關する質問に對する高瀬文部大臣
の答へに、二、三不明の点がありま
すから、もう少し伺ひしてみたいと思
うのであります。議員たる大学教授、こ
とに共產黨員たる大学教授が、ドク
ター・イーブルズの講演によれば——私
はあの日にイーブルズの講演を聞いた
一人であります、大学教授としての
の適格性を失つておるといふ話であつ
た。それに対して渡部君は、それは間
違ひであると思ひ、文部大臣の所見
はどうであるかという問いに對して、
文部大臣は、議員であるといふことだ
けで、大学教授として適任ではないと
いうわけにはいかないけれども、党則
があつて、その大学教授を党則によつ
て縛るといふやうな事実があるとすれ
ば、ドクター・イーブルズの見解はそ
れにお答へになつたやうであります。こ
ういふこと、党則によつて縛られるといふことは、
一体どういふことであるか。いやしく
も政教といふものは、あるイデオロ
ギーを持つて、政策を掲げて、政治に寄
與するものでなければならぬのであり
ます。政策に共鳴する、なお一歩進ん
でイデオロギーを支持し、その黨員と
して活躍するためには、あらゆる機會、
あらゆる場所、あらゆる方法において、

○高瀬國務大臣　つまり思想の自由と學問の自由といふものが、党の意思によつて制限されるかどうかという問題であります。学者が自分の良心に従つて研究をし、結論を出すのが自由であります。初めから結論が出ておつて、そうしてそれをやらなければならぬというようなことでは思想の自由もなく學問の自由もないのだ、こういう拘束があるかどうか、こういう問題であります。

少誤りがあるというふうに私どもは思
うのであり、私どものみならず、大学教
授連合においては、そういう見解をと
り、その見解は南原学長によつて発表
せられておるといふことも事実であり
ます。そういうイールズの見解と、い
わゆる南原学長によつて代表せられる
ところの大学教授連合の見解と食い違
いがあるというのを、文部大臣はお
認めになつておるかどうか、一致して
おるとお考えになつておるかどうか、

お伺いしておきたい。

○高瀬國務大臣　アメリカでは、御承知のようにアメリカ教育協会でもつて學者、學長の自主的な協会において討議された結果、まあいう結論に達したわけでありませう。日本ではまだ一般的にそういうことがない。文部省としては文部省が独断でもつて、かつてな判断でもつてこういうことはきめるべきじゃないと思います。やはりいろいろ

し、また事實にも徴して考えるべき問題であるといふことで、現在では文部省はその段階にあるわけであります。○稲葉委員　よくわかりました。大体この点に關しては文部省の御見解はわかりました。

その次に人事院規則に、大学教授に關する特例を設ける意思はないかという渡部君の質問に對しまして、文部大臣の御答弁は、目下のところ大学教授に關しては特例を設ける意思はない、

○高瀬國務大臣　特例という意味が、人によつて違つておるかと思ひます。學者はあれからはずさるべきだということ、特例を主張される人もあるだらうと思ひます。その場合でありますと、今おつしやつたように人事院總裁の解釈くらいでは追いつかないことになります。私は學者も公務員であります以上は、はずすべきではないのだ、ただ學者たる活動については、はつきり弊害をしておかないと間違ひが起

一十

務員たる教員の首切りの問題でありま
す。ことに著しい例としては、過去に
政治活動をしたとかいう理由を明示さ
れて首切られておる者があります。人
事院規則は、御承知のように九月十七
日に発表になって、十九日から施行さ
れたと記憶いたしておりますが、その
中にいふ「政治的目的をもつてする
政治活動」ということが掲げられてお
る。ところが九月十九日以後施行せら
れたのだから、それ以前にその規則に
該当するような政治的目的をもつてす
る政治活動をいかに猛烈にやつた者
といえども、刑罰的な法規不遵及の原則
が適用されるべきものであり、この人事
院規則施行後これを遵及させて、そう
いうことを明示して、過去においてこ
ういう行動があつたのだというやり方
は、法の適用を誤られると思います。
この点に対しては、法務総裁に伺つた
方がいかにもわからぬけれども、とに
かくお伺ひしてみたいと思います。

○高瀬國務大臣 九月に公布されまし
た人事院規則は、むろん遵及する理由
はございせんので、あの規則によつ
て処断されるということは、九月以後
の行動についてであります。私の聞
くところでは、現在までのところ、あ
の規則によつて処断された者は、まだ
一人もないと聞いております。その後
できたか知りませんが、一月ほど前に
聞いたときには、ないと聞いておりま
した。地方で行われておりますのは、
別にあの規則によるというわけではご
ざいせん、教育基本法第八條第二
項の教育活動の中に、一党一派に偏す
るような政治活動することは禁止さ
れておる、それと関連して考えられて

おるのだらうと思います。

○渡部委員 私は先ほど文部大臣に対
して、学術会議や大学教授連盟が先
ほで申し上げた決議をしたのは、一つの
現職にある者としての行動である、実
践である。ああいう形での実践、言
いかえるならば、学問を抑圧しているよ
うな条件を排除するための行動、ある
いはよりよい学問的な諸条件、環境を
つくり出すための行動、これは学者の、
あるいは現職にある教授たちの任務の
範囲内における当然の行動ではないか
という点について質問したのである
が、大臣はそういう個々のことにつ
いては、個々の場合に考えなければなら
ぬとおつしやる。しかしながらこうい
ういふ／＼な問題を解決するにあたつ
ては、一々個々の場合を見るための原
則、基準というものがなければならぬ
のであつて、その基準について問うて
おつたわけなのです。この点を大臣は
答えられていないが、どうなのですか。

○高瀬國務大臣 法律解釈の問題にな
りますと、私は法律学者でないので、
しろうとでありますから、あまりこま
かいことを明言して、間違つていたと
いうことになつてはいけなかつたと思
いますので、さきに申し上げたようなお
答えをしたわけでありまして、そういう
疑問になりましたような点については、法
律専門家ともよく意見を聞いて、はつ
きりした結論を出して明らかにした方
がいいだらうというつもりで、人事院
とよく相談をしてはつきりさせたい、
そういう折衝をしておる、こう申し上げ
たのであります。それが私のお答え
であります。

○渡部委員 大臣は、そういう法律的
な問題ではなくて、こういう事柄は学

者としての常識として、あるいは知識
人としての常識としても考え得る問題
であるが、こういう点についても、政
治的な配慮のためか明確に答弁せられ
ない。それから共産党員の意思の自由
の問題、その点について稲葉君から妥
当な、あるいはかなり明確な質問をさ
れたにもかかわらず、考慮を要すべき
段階にあるというふうなお答えのよう
ですが、こういう事柄について文部省
が考慮しておる間に、教育者に対する、
あるいは学者に対する弾圧がどんど
ん行われておる、首切りがどん／＼行
われておるのであつて、すでに十一月
十七日現在で、七百六十四名がこの種
のことに関連して首切られておる。大
臣は先ほど政党内閣加入しておるとい
う理由によつて、あるいは人事院規則発
表以前における行動によつて首切られ
た者を聞いていないとおつしやつたけ
れども、至るところこういう事実を見
ることができるのであつて、もし大臣
がこういう報告に接しておられないと
するならば、あるいは聞いておられな
いとするならば、それは非常に怠慢の
ように思ふのです。むしろ大臣として
は、こういう事柄についての明確な考
えを委員会の席上に発表せられて、わ
れわれが立法上に関する客観的な状態
との関連をはつきりすることができ
るよう、ここに説明せらるべきだとわ
れわれは考えておるわけなのです。私
は今日は一々事実をあげませんが、そ
の事実は無数にあります。ここに掲げ
てあるのは、七百七十六名に關する
日教組の調査であります。この調査
はすべてが私どもの強調しており、危
惧しておる首切り問題であるわけであ
ります。もしそれ以前になされた行動

によつて首切られた者、あるいは単に
政党内閣加入しておるといふ事情に基
いて、言いかえれば、大臣がそれならば
よいのだとおつしやるような事情に基
いて首切られた者に対して、その後大
臣の報告にそういう形がはつきり現わ
れたときには、大臣はこれに対してど
ういう態度をとられるか、その点を伺
いたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 ただいまのお話は、
ちよつと間違つておるところがありま
すから、訂正をいたしておきます。私
がさつき稲葉さんの御質問に対してお
答えいたしましたのは、人事院規則の
適用による解職というものは、九月以
前にはないのだ、こういうことを申し
上げたのであります。政治活動等に關
連して解職されたものが全然ないと、
こう言つたわけでは決してありませ
ん。ただ根拠とする法律が違つておる
のであります。教育基本法を根拠と
して行われておるのだらうと思ひま
す。七百何名か上る解職者につきま
しては、個々にいろいろ事情があるだ
らうと思ひます。そうして実際今まで
でも、毎年教育界の肅正を行いますた
めに、整理が行われたわけでありま
すから、今回に限つたわけではないので
あります。いろいろ具体的な事情によ
つて行われておる。文部省といたしま
しては、先ほど申しましたように、地
方の教育分権によりまして、地方の間
題は地方の教育委員会に大体まかせて
やつておるのでありますから、そうい
う点については、信頼しておるわけ
であります。

○岡(延)委員長代理 それでは皆様に
お諮りいたします。教育委員会法の一
部を改正する法律案及び私立学校法案

の審査を急いでおりますので、議題外
にわたるところの質疑は、衆議院規則
第六十八條によつて一人五分以内とい
たしたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡(延)委員長代理 御異議なしと認
めます。さうに決定いたします。

大臣に対する本日の質疑はこれにて
打ち切り、委員会はこの程度で散会し、
明日午前十時より開会いたしたいと思
ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡(延)委員長代理 御異議なしと認
めます。

それでは本日はこれにて散会いたし
ます。

午後四時二十七分散会